

令和7年度 名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、対象事業所の職員であり、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、管理栄養士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第1号・第2号・第3号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 052-954-6814）の対象です。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	100,000 円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000 円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	200,000 円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業開始日（試験の場合は試験日。研修の場合は研修初日。自宅学習から始まる研修の場合は教材到着予定日。）の10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和8年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
 - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
 - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネットをご覧ください。
(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>)



4 申請書提出先・問い合わせ先

サ ー ビ ス 種 別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

オンライン申請の受付を開始しました。

以下の URL から申請を受け付けております。

当初申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-tousho-R7>

変更申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-henkou-R7>

中止申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-chuushi-R7>

完了報告・請求

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-kanryo-seikyu-R7>

名古屋市外国人介護人材等導入支援事業

名古屋から始まるミライへの一歩

知らないなんてモッタイナイ！

— 補助対象 —

次の外国人介護人材・障害福祉人材を初めて雇用する、
市内の介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所等（訪問系サービス等を除く）

- 技能実習生
- 在留資格「特定技能」
- EPAに基づく外国人介護福祉士候補者



— 対象経費 —

事業所が初めて雇用する1名の雇用にかかる経費

- 監理団体等への入会金・会費
 - 監理費・支援委託費
 - 健康診断費
 - 居住費
 - 紹介料・手数料
 - ビザ申請費用
 - 渡航費
- 等
※ 交付決定後に支払った費用に限ります



— 補助額 —

要した経費の4分の3
(上限 55万円)

— 補助対象期間 —

初年度交付決定より1年間

※ 年度をまたぐ場合、2年度目の補助上限は
55万円から初年度補助額を除いた額



— 注意事項 —

- ・初めての雇用であるかは事業所単位で判断しますので同一法人内の別事業所で外国人材を導入済みであっても差し支えありません。
- ・当該事業所で従事させるために、申請年度内に外国人材を新たに雇用した事業所が対象となります。
申請年度中に雇用契約を結んでいない場合や、同一法人内の別事業所からの異動により従事させた場合は対象となりません。
- ・交付決定後1年間の間に支出した経費が対象となります。年度をまたぐ場合は年度ごとに実績報告及び請求をしていただき、年度ごとに支給します。
- ・交付決定前に支出した経費は対象となりません。
- ・県による補助事業等、他の制度による助成等を受けた経費は対象となりません。
- ・それぞれの外国人介護人材・障害福祉人材を受入可能なサービス種別であるか事前にご確認ください。
- ・申請書は事業所ごとに作成してください。

— モデルケース —



日本で
がんばります！



— 申請先 —

介護サービス事業所

名古屋市健康福祉局介護保険課

TEL：052-972-2537

FAX：052-972-4147



詳細は NAGOYA かいごネットをご覧ください

障害福祉サービス事業所

名古屋市健康福祉局障害者支援課

TEL：052-972-2558

FAX：052-972-4149



詳細はウエルネットなごやをご覧ください

令和7年度 名古屋市外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業

外国人技能実習生（介護職種）を雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ「入国後講習」の受講が必須となっていることから「入国後講習」に係る費用を対象に対象経費の4分の3を最大12万円/人まで助成します。

1 補助概要

＜補助対象事業所＞

外国人技能実習生を受け入れる市内介護事業所

＜対象経費＞

入国後講習に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費・健康診断費等）

＜助成額＞

対象経費の4分の3（上限額12万円/人まで）

2 手続き方法

- 事業を実施する前（10日程度前をめど）に申請書類一式を提出してください。
- 申請書は事業所ごとに作成してください。
- 講習終了後は実績報告が必要です。
- 令和8年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請が可能です。
- 対象経費は入国後講習費用の講習費・宿泊費・光熱費・健康診断費です。
- 希望の事業所につきましては担当課宛てに必要な書類等の提出が必要となります。
- 手続方法および申請書類のダウンロードは
「NAGOYA かいごネット」をご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>



3 申請書提出先・問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当

TEL (052) 972-2537

FAX (052) 972-4147

奨学金返済支援事業

対象者（主な要件）

- ・名古屋市内の事業所等（詳細は裏面参照）に常勤の介護職員や介護支援専門員（主任含む）、相談支援専門員（主任含む）、看護職員として雇用されている
- ・申請日及び申請年度の末日に市内事業所等に在籍している
- ・自ら奨学金を返済している
- ・過去にこの支援事業を利用していない

助成額（上限）

年額15万

上の要件を満たす

年額22.5万

かつ継続3年以上在籍する実務者研修修了者
または看護職・相談職
有資格者

年額30万

かつ継続4年以上在籍する介護福祉士・看護職・相談職 有資格者

キャリアアップに伴い、助成額が上がります。

助成期間（上限）

5年間（助成開始より連続する60か月）

対象となる奨学金

裏面のとおり

ミライを、つかもう。



事業の詳細については、NAGOYA かいごネット(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)にアクセスし「奨学金」でサイト内検索するか、右の二次元バーコードを読み取ってください。



対象となる事業所等

※名古屋市内の事業所等に限ります

【高齢者施設】

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、ミニデイ型通所サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、介護予防支援、訪問看護

【障害者(児)施設】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、計画相談支援、移動支援、精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、福祉ホーム、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度金)
- ・母子父子福祉資金(修学資金及び就学支度資金)
- ・地方公共団体の実施する奨学・育英資金



参考：モデルケース（新卒職員を想定）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	助成額 (上限)
就 職 1年目	就職			奨学金返済開始			補助1年目						7.5万円 (6ヶ月分)
就 職 2年目		補助1年目					補助2年目	初任者研修修了					15万円
就 職 3年目			補助2年目				補助3年目		実務者研修修了				15万円
就 職 4年目			補助3年目				補助4年目		介護福祉士合格				22.5万円
就 職 5年目			補助4年目				補助5年目						30万円
就 職 6年目			補助5年目										15万円 (6ヶ月分)

⑧ 名古屋市

新型コロナウイルス感染症流行以前に撮影されたものです。

中学生向け
介護の仕事

出前講座

1. 趣旨

この事業では、市内の中学校を対象に現役介護職員を派遣し、中学生に対して介護の仕事のやりがいや魅力を講義することで介護人材確保にかかる若年者への働きかけを推進することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 出前講座の内容

希望があった中学校へ市内介護施設で働く現役の介護職員を派遣し、介護職としての仕事内容や、やりがいなどを講義する。

(2) 対象

市内の公立中学校（特別支援学校を含む）

(3) 派遣する講師の手配

各中学校に希望調査（実施月、派遣する職員のサービス種別等）を行い、希望に合わせた人材を派遣できるよう、介護保険課から事業者団体（名古屋市老人福祉施設協議会、名古屋市老人保健施設協会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会）へ講師派遣の依頼を行う。

(4) 実施方法

所定の申込書により開催日の2か月以上前までにFAXにて申込みを行う。

【担当窓口】

名古屋市健康福祉局介護保険課推進担当
TEL 052-972-2537 FAX 052-972-4147

介護テクノロジーを使って介護負担を減らしませんか？

(介護テクノロジー活用推進事業のご案内)

介護テクノロジーを知っていますか？介護テクノロジーとは、介護ロボットやICT等のテクノロジーを指し介護現場の労働負担の軽減や利用者の安心・安全なケアを実現するために活用されています。なごや福祉用具プラザでは介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所を対象に、介護テクノロジーの導入・活用を支援しています。(相談・対応無料)

介護テクノロジーは単に入れるだけでは介護負担は減らせません。

皆さまに合わせた介護テクノロジーの選び方・使い方をなごや福祉用具プラザがお手伝いします！



《問い合わせ・相談先》

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3F

電話 052-851-0051 FAX 052-851-0056 Eメール robot@nagoya-rehab.or.jp

開館時間：火～日曜日 AM10:00～PM6:00 (月曜日、祝休日、年末年始を除く)

※月曜日が祝休日にあたる日は、翌火曜日にも休み



事業団
マスコットキャラクター
「りはみん」

名古屋市

要介護度等改善事例公表事業

事例募集

事業所独自の取り組みをお知らせください

随時募集

利用者の心身状況等に改善・向上が見られた取り組み等を本市が収集・公表し、事業所PRや利用者のさらなる意欲向上等につなげます。

- 要介護度の改善事例
- ADL、IADL、QOLの向上事例
- 職場環境改善事例
- コロナ禍での新たな取り組みの紹介 等

ご報告いただいた事例はNAGOYAかいごネットへ掲載します

URL <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032400024/>

ご報告はメールで MAIL: a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市介護保険課
施設指導担当

名古屋市内の介護サービス事業所等に対する BCP策定支援事業のご案内

介護サービス事業所等においては、大規模災害や感染症が発生した場合でも、業務を継続して利用者の安全を確保するためのBCP策定及び研修・訓練の実施が義務付けられており、BCP策定後も研修・訓練を行いながらBCPを継続的に改善していくことが大変重要です。

今般、BCP研修・訓練に関する解説や訓練の体験ワークを行う、BCP策定後支援【講座】・BCP策定後支援【訓練】を開催します。

受講した内容を参考とすることで、より具体的・効果的な研修・訓練実施につながります。
ぜひこの機会をご活用ください。

1 対象

名古屋市内の介護サービス事業所・施設等

2 費用

無料

3 講師

MS&ADインターリスク総研株式会社 所属コンサルタント

4 日程

BCP策定後支援【**講座**】 9月26日(金)

ディスカッション形式
の訓練

BCP策定後支援【**訓練**】 ①10月30日(木)
②11月10日(月)

シミュレーション形式
の訓練

各回終了後、BCPに関するお悩みにお答えする“**座談会**”を開催します。

詳細・お申込みは次のページへ

5 会場

〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目2-1
三井住友海上名古屋ビル 2階大会議室



<事務局>

MS&ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第四部
社会保障・医療福祉グループ
担当：西川・早坂

※お問い合わせは右記の
二次元コードよりお願いします



お申込みはこちらから



上記の二次元コード又はNAGOYAかいごネットに記載のURLから、お申込みください。
定員に達し次第受付終了となります。

BCP策定後支援【講座】

日程 9月26日(金) 13:30～16:00(13:00開場)

内容

BCP研修・訓練の必要性や目的、実施手法例について解説し、介護サービス種別ごとのグループワークで**ディスカッション形式の机上訓練**を体験いただきます。
本講座は令和6年度に実施した「BCP策定後支援講座」をベースに、居宅介護支援事業所や小規模事業者向けの体験ワークテーマを追加したものです。施設系から居宅介護支援事業所等まで、あらゆる種別の方が幅広くご参加いただける内容となっています。

申込期限 9月21日(日) **定員** 会場50名程度 + オンライン200名程度

BCP策定後支援【訓練】

日程 ①10月30日(木)13:30～16:30(13:00開場) ②11月10日(月)13:30～16:30(13:00開場) **両日とも同じ内容です**

内容

BCP研修・訓練の必要性や目的、実施手法例について解説し、より実践的な**シミュレーション形式の机上訓練**を体験いただきます。体験ワークでは、非常時の状況を再現しながら時間経過に沿って20～30枚ほど配布される課題カードの内容について、自事業所のBCPの内容を確認しながら対応方針を検討いただきます。

申込期限 日程①10月24日(金) 日程②11月 4日(火) **定員** 各回 会場50名程度 (オンライン開催はありません)

講座・訓練後の座談会

内容

講座・訓練の終了後、会場にお越しいただいた事業所の方を対象に、各日17時まで講師がBCP策定やBCM推進(BCPの運用、訓練・教育、評価、見直し等)のご相談に応じます。各事業所の個別具体的なお悩みはもちろん、講座・訓練での疑問にもお答えします。

申込

お申込みは不要です。講座・訓練終了後にそのまま会場にお残りください。

お申込みにあたっての注意点

- ◆ ご都合がつかなくなった場合は、**必ずお問い合わせフォームよりご連絡**いただくよう、▼お問い合わせフォーム▼
お願い申し上げます。
- ◆ お申込み後に日程の変更を希望される場合も、
お問い合わせフォームよりご連絡ください。



名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業のお知らせ

名古屋市では、緩和ケアに従事する人材の育成を支援するため、緩和ケア認定看護師等の資格取得についての支援事業を以下のとおり実施しております。

内容をご確認いただき、対象となる方がいらっしゃいましたらご活用ください。

1 対象資格

緩和ケア認定看護師、緩和薬物療法認定薬剤師

2 補助対象者

名古屋市内の訪問看護ステーション、病院、診療所

3 補助対象額（上限）

緩和ケア認定看護師：看護師1人あたり2,500,000円

緩和薬物療法認定薬剤師：薬剤師1人あたり30,000円

4 事業詳細

別紙の案内チラシをご確認ください。

交付要綱や申請書類は、市公式ウェブサイトに掲載しております。

(<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000151867.html>)

(「名古屋市 緩和ケア認定看護師等」で検索可能です。)

5 その他

- ・本事業は「名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱」に基づいて実施されます。申請前に交付要綱の内容を、必ずご確認ください。
- ・本事業の補助対象者は「訪問看護ステーション、病院、診療所」となりますので、看護師または薬剤師本人による申請はできません。
- ・医療機関等からの対象経費の支出は、補助金の交付決定を受けた後に行う必要があります。(補助金の交付決定を受ける前に、対象経費を支出することができません。)

(名古屋市健康福祉局健康部健康増進課)

名古屋市 緩和ケア認定看護師等 資格取得支援事業のお知らせ

がん患者等への緩和ケアの診療体制の充実と医療の質の向上のため、緩和ケアに携わる看護師又は薬剤師の養成に係る資格取得経費を負担する医療機関等に経費の一部を助成します。

対象資格

①緩和ケア認定看護師

② 緩和薬物療法認定薬剤師

補助対象者

名古屋市内の病院、診療所、訪問看護ステーション

対象経費 及び 補助 対象 上限

① 緩和ケア認定看護師

補助対象上限額合計 …… 看護師一人あたり 2,500,000円

対象費目	対象経費	補助対象上限額
授業料等	入学金、授業料、審査料、認定料	1,150,000円
宿泊費	受講期間中の宿泊費	350,000円
代替職員 人件費	受講期間中の代替職員の人件費 (給料、賃金、報酬、諸手当、社会保険料)	1,000,000円

② 緩和薬物療法認定薬剤師

補助対象上限額合計 …… 薬剤師一人あたり 30,000円

対象費目	対象経費	補助対象上限額
審査料等	審査料、試験料	30,000円

補助率

4分の3

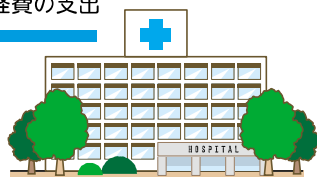
申請から補助金交付までの流れ



看護師・薬剤師等
(又は教育課程等実施機関等)

③ 対象経費の支出

裏面の
注意事項を
参照!



医療機関等

① 補助金の交付申請

② 補助金の交付決定

④ 実績報告

⑤ 補助金額の確定

⑥ 補助金の請求

⑦ 補助金の交付



名古屋市

● 補助金の申請

次の書類をご用意ください。

- ①交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（別紙1）
- ③所要額調書（別紙2） ④事業に係る収支予算書（別紙3）
- ⑤雇用契約書等（雇入通知書）

（内容によっては、追加で必要書類を提出していただく場合があります。）

※本事業は「名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱」に基づいて実施されますので、申請前に内容をご確認ください。



要綱や申請書類は
名古屋市公式ウェブサイト
に掲載しております。

● 補助金の申請期限

対 象 資 格	対 象 経 費	申 請 期 限
緩 和 ケ ア 認 定 看 護 師	入学金	入学日の14日前 ただし、4月入校の場合は4月末日
	授業料	授業開始日の14日前 ただし、4月授業開始の場合は4月末日
	宿泊費	看護師が当該資格取得に係る受講を目的とした宿泊を開始する日の14日前 ただし、4月に宿泊する場合は4月末日
	代替職員人件費	看護師が当該資格取得に係る受講のために不在となる日の14日前 ただし、4月に不在となる場合は4月末日
	審査料・認定料	審査日の14日前
緩 和 薬 物 療 法 認 定 薬 剤 師	審査料・試験料	認定試験申請日の14日前

申請書
提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局健康増進課 あて
電子メール:a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※申請前に事前にご相談ください。

注意事項

- ・ 申請書等は看護師又は薬剤師一人ごとに作成してください。
- ・ 補助対象上限額に達するまで、何度でも申請できます。
- ・ 医療機関等からの対象経費の支出は、看護師等又は教育課程等実施機関等のいずれに対しても可能ですが、当該支出は補助金の交付決定を受けた後に行う必要があります（補助金の交付決定を受ける前に、医療機関等は対象経費を支出することはできません）。
- ・ 本事業は教育課程修了後、所属機関で2年以上従事することを前提として補助金を交付しています。

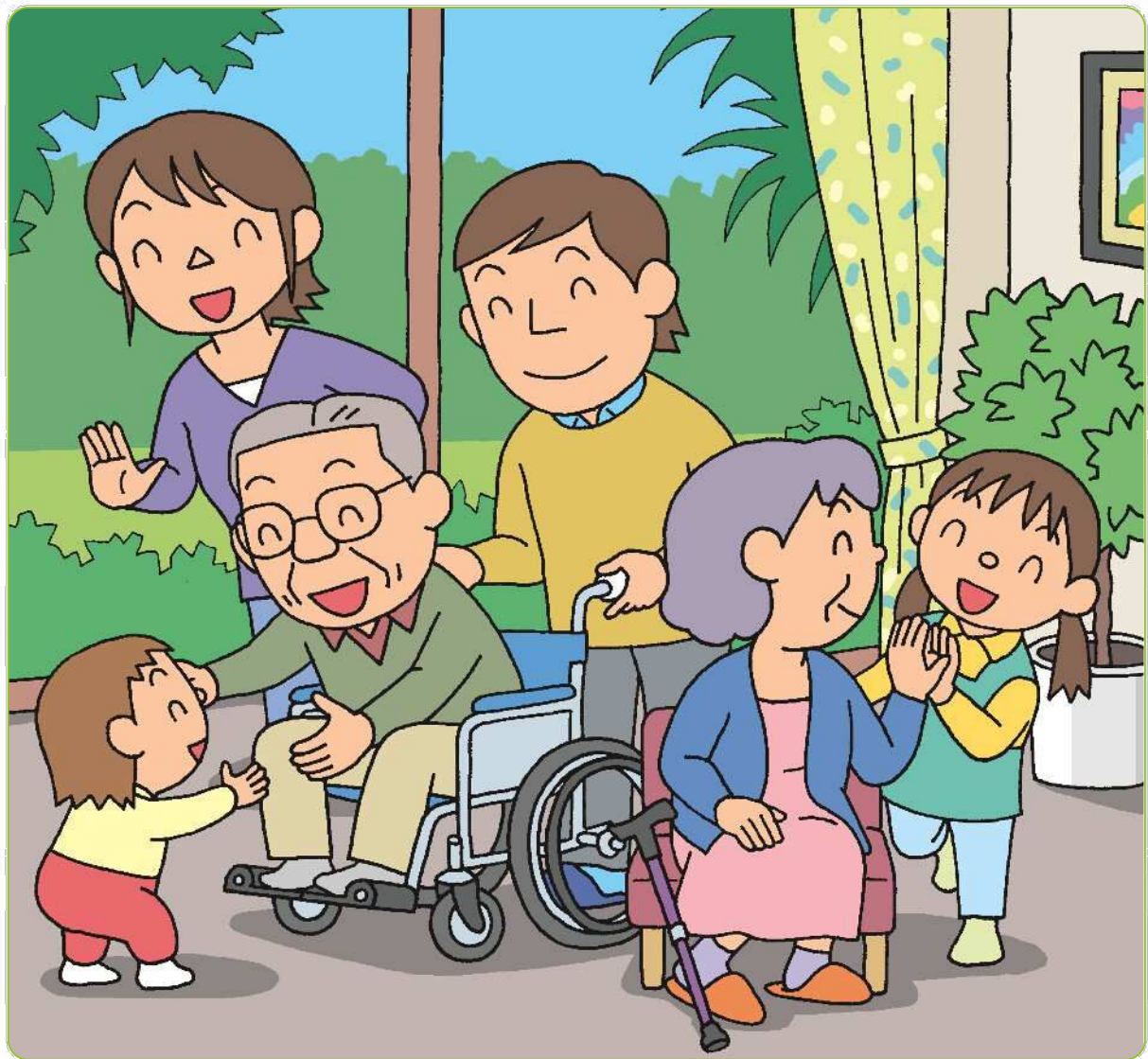
お問い合わせ先

名古屋市健康福祉局健康増進課

電話 052-263-3124

FAX 052-972-4152

知っていますか? ダブルケア



名古屋市

ダブルケアとは

子育てと介護を同時に抱える状態を「ダブルケア」といいます。この「ダブルケア」を広い意味で用いる場合は、親と義理の親のケアなど、子育てと介護にかかわらずケアが重なっている状態を指します。中には、三重、四重と重なっている方もみえます。ダブルケアは**体力的な大変さ**だけでなく、**仕事との両立**や**家族間でのすれ違い**、**周りに相談できる人がいない**など様々な困りごとを抱えやすいといわれています。結婚年齢や出産年齢が上がる中で、子育てと介護のダブルケアに直面する人は増えています。



私のダブルケア経験談

ダブルケアの当事者だった方の
体験談をご紹介します

㊦ ダブルケアの始まり

当時、私は33歳の専業主婦でした。**3歳と1歳の子育て真っ只中**に母親が脳出血で倒れ、右半身不随になってしまいました。退院後、母の希望で自宅に戻ることになりましたが、父親は仕事をしていたため私たち家族が同居をして、私が介護をするようになりました。夫は仕事で忙しく、**子育てもほぼワンオペ、介護も1人**で担っていました。しかし、子育ても介護も思い通りにいかないことだらけ。**周りにダブルケアをしている友達も愚痴を吐ける場所もない**中、次第に精神的に追い込まれていきました。



㊦ 一番大変だったこと

ある朝、便失禁をした母が、1人で試行錯誤した結果、トイレが便まみれになりました。「失敗したら自分でやらずに教えて!」と**怒鳴ってしまい**、母は声を上げて泣き始めました。とりあえず掃除を始めましたが、幼稚園バスの時間が迫っていることに気づきました。しかし長女は身支度もせず、妹と大喧嘩を始めています。母は便まみれで泣き、トイレはぐちゃぐちゃ、子供たちは私にしがみつきながら泣き叫び、幼稚園バスはもう来てしまう…**私はこのまま消えてしまいたい**と思いました。

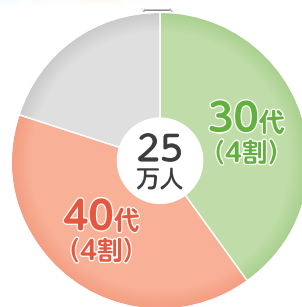
㊦ 母が他界し、7年半のダブルケア生活を終えて

子育てだけでも大変です。介護だけでも大変です。その責任ある二つの事を同時にこなしていかなければいけない大変さは、簡単に言葉にはできません。抱え込まずに**相談すること**、事前に**話し合っておくこと**も大切です。大変なことは沢山ありましたが、**家族みんなで過ごせた時間は宝物**です。母と過ごして子供たちが心優しく育ってくれたことは、ダブルケア生活でえた私の財産です。ダブルケアであっても、家族が楽しく暮らせることはもちろん、自分自身の人生も大切に生きられる社会であってほしいと思います。



子育てと介護のダブルケアを知ろう

- 未就学児の子を抱えながら介護をしている人は**25万人**、その多くが30代、40代の**働き盛り世代**です。
- 子育てより介護の方が、**精神的、経済的、身体的にも大変で、社会活動（仕事など）への支障**が大きいと感じています。
- 男女比は1：2です。男性より女性の方が、パートナーからの支援が週3回以上得られている人の割合が4割弱と少なく、**一人で抱え込んでいます**。
- ダブルケアによって女性の2割が無職となり、もう2割が仕事量を減らしています。ダブルケアによる**世帯収入の減少、離職**は大きな課題です。
- 日本では、仕事、家事、ケアの合計時間は男女ともに高く、ケアサービスなどの利用により、**家庭で抱え込まない**ことが大切です。
- ダブルケアをしている人自身が、**介護をしている認識がなかったり、ダブルケアという言葉知らない**場合が少なくありません。



※データは内閣府男女共同参画局「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書（2016）」をもとに記載。

介護保険サービスについて

● 介護保険サービスとは？

被保険者の方が介護や支援が必要になった場合に、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できる制度です（40～64歳の方は特定疾病が原因の場合に限ります）。

● どうやって使うの？

- ★ **まずは相談** いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。
- ★ **認定申請** 区役所・支所の窓口で要介護・要支援認定を申請します。認定調査員が自宅を訪問して調査し、結果は原則として30日以内に通知されます。
- ★ **ケアプラン** ケアマネジャーという職種のひとと、どのようなサービスが必要か、どれくらい必要かを相談し、サービス利用の計画（プラン）を作成してもらいます。どのようなことで困っているか相談してみましょう。

● どんなサービスがあるの？

在宅の主なサービスをご紹介します。これとは別に施設サービスもあります。

訪問系サービス	訪問介護、訪問看護など、ヘルパー等に訪問してもらい介護や療養上の支援が受けられます。
通所系サービス	通所介護や通所リハビリなど、施設に通って食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。
ショートステイ	施設に短期的に入所し、日常生活上の支援などが受けられます。
小規模多機能	訪問・通所・ショートステイを組み合わせたサービスが受けられます。
福祉用具	福祉用具のレンタルや購入費の助成が受けられます。
住宅改修	手すりの取り付けなどの住宅改修について補助が受けられます。



相談窓口

▶相談内容をお聞きし、
悩みに応じた相談機関等と協力して対応します。



❁ いきいき支援センター ❁

介護サービスの利用についての
相談や介護するご家族の支援をします

区	名 称	電 話
千種	千種区東部	781-8343
	分 室	726-8944
	千種区西部	763-1530
東	東 区	932-8236
	分 室	711-6333
北	北 区 東 部	991-5432
	北 区 西 部	915-7545
	分 室	902-7232
西	西 区 北 部	505-8343
	西 区 南 部	532-9079
	分 室	562-5775
中村	中村区北部	486-2133
	分 室	412-3030
	中村区南部	483-6866
中	中 区	331-9674
	分 室	262-2265

区	名 称	電 話
昭 和	昭和区東部	861-9335
	昭和区西部	884-5513
	分 室	852-3355
瑞穂	瑞穂区東部	858-4008
	分 室	851-0400
	瑞穂区西部	872-1705
熱 田	熱 田 区	671-3195
	分 室	682-2522
中 川	中川区東部	354-8343
	中川区西部	352-8258
	分 室	364-7273
港	港区東部	651-0568
	港区西部	381-3260
	分 室	309-7411

区	名 称	電 話
南	南 区 北 部	811-9377
	分 室	698-7370
	南 区 南 部	819-5050
守 山	守山区東部	758-2013
	分 室	736-0080
	守山区西部	758-5560
緑	緑 区 北 部	899-2002
	分 室	877-9001
	緑 区 南 部	624-8343
名 東	名東区北部	726-8777
	分 室	771-7785
	名東区南部	720-6121
天 白	天白区東部	809-5555
	分 室	808-5400
	天白区西部	839-3663

❁ 子育て総合相談窓口 ❁

子育てに関することや、
育児と介護の両立について相談に乗ります

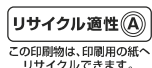
保健センター	電話番号
千 種	757-7033
東	979-3588
北	910-6815
西	529-7105
中 村	483-6811

保健センター	電話番号
中	269-7155
昭 和	745-6030
瑞 穂	837-3285
熱 田	679-3086
中 川	364-0065

保健センター	電話番号
港	655-8745
南	619-7086
守 山	797-5220
緑	899-6518
名 東	769-6288
天 白	847-5981

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 TEL972-2591 FAX972-4147

協力／一般社団法人ダブルケアパートナー



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた
見やすいデザインの文字を採用しています。

家族を支えている
ヤングケアラーは、
かっこいい。

でも、
一人で頑張らないで、
誰かを頼ったっていい。

子どもが子どもで
いられる街に。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような
家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

子どもが子どもでいられる街に



ヤングケアラーについて
詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



？ ヤングケアラーって？

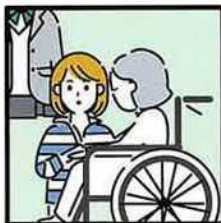
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、
でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、
すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
信頼できる相手に相談してみましょう。

厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



令和 7 年 9 月

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間 5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

福祉避難所の概要につきましては回答フォーム内参考資料をご参照ください。

回答フォームはこちら



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

（参考）福祉避難所指定等か所数
248 か所（令和 7 年 3 月 31 日現在）

指定等対象となる事業所種別（名古屋市内にある福祉施設・事業所が対象）

高齢者施設・介護サービス事業所

1	通所介護	12	特別養護老人ホーム
2	地域密着型通所介護	13	地域密着型特別養護老人ホーム
3	予防専門型通所サービス	14	介護老人保健施設
4	ミニデイ型通所サービス	15	介護医療院
5	運動型通所サービス	16	特定施設入所者生活介護
6	通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入所者生活介護
7	認知症対応型通所介護	18	養護老人ホーム
8	小規模多機能型居宅介護	19	軽費老人ホーム
9	看護小規模多機能型居宅介護	20	ケアハウス
10	短期入所生活介護	21	住宅型有料老人ホーム
11	短期入所療養介護	22	サービス付き高齢者向け住宅

障害者（児）施設・障害福祉サービス（障害児通所支援）事業所

23	生活介護	32	児童発達支援
24	自立訓練（機能訓練）	33	放課後等デイサービス
25	自立訓練（生活訓練）	34	共同生活援助
26	就労移行支援（一般型）	35	短期入所
27	就労継続支援（A型）	36	宿泊型自立訓練
28	就労継続支援（B型）	37	施設入所支援
29	療養介護	38	福祉型障害児入所施設
30	地域活動支援事業	39	医療型障害児入所施設
31	医療型児童発達支援		

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料 2 参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

<指定福祉避難所・協定福祉避難所共通>

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること
- ② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること
- ③ 避難者用スペース（1 人当 2 ㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること

<指定福祉避難所>

- ④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ⑤ 耐火構造の建築物であること

<協定福祉避難所>

- ④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は 1 人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料 3 参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

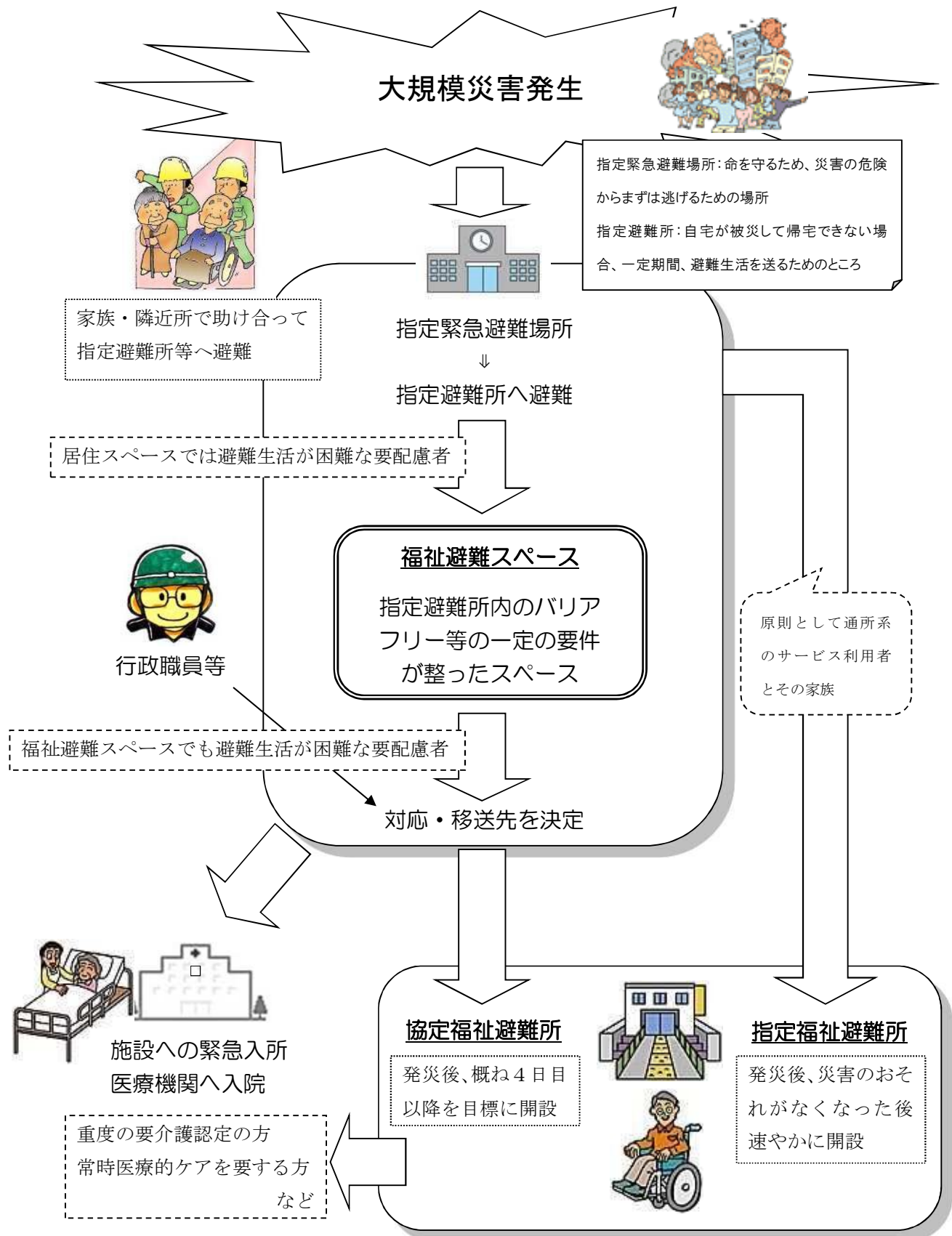
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め 1 人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね 10 人受け入れ、相談員を 1 人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タイミ ング	発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避 難 方 法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれがなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物資の備蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和 4 年度より開始)	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公表・公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

要配慮者の避難支援のイメージ



なごや人権施策基本方針

《概要版》

～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

(令和2年3月策定)

名古屋市 スポーツ市民局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453

E-mail : a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「なごや人権施策基本方針」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。

(令和2年3月策定)

1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

2 基本的な視点

① 一人ひとりが大切にされるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

② 多様性を尊重し支えあうまちづくり

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

③ 市民の参画と協働によるまちづくり

一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

① 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

② 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します。

③ 総合的な施策の推進

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって、人権という視点から施策を総合的に推進します。

4 推進体制と進化管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。
- 「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、各分野の課題解決や関係施策・事業に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に関係機関との緊密な連携・協力をはかります。
- 分野ごとの個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。また、施策内容については、別途実施計画を策定し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進化管理を行っていきます。

5 共通施策

1 人権に関する教育・啓発

～あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進～

市民一人ひとりが、自らの問題として人権尊重についての理解を深め、主体的に考えて行動するためには、人権教育・人権啓発を積極的に推進することが重要です。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていく必要があります。

主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

2 人権に関する研修

～人権尊重の理念がより実践されるために～

本市職員においては、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が求められており、多様な研修機会を継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動が求められており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要です。

主な施策

- ・職員研修等の推進
- ・公正な採用選考
- ・企業研修の支援等

3 人権尊重のまちづくり

～誰もが安心して安全な生活を営めるまちをめざして～

多様化している市民のまちづくりに対するニーズへの的確な対応が求められており、ハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

主な施策

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進
- ・情報のバリアフリーの推進
- ・地域で支えあうパートナーシップの推進

4 人権に関する相談・支援

～早期解決のための相談・支援を充実～

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害に関する相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

主な施策

- ・相談・支援

6 分野別施策

1 女性

～男女共同参画社会の実現に向けて～

依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国籍など様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさとなり、より困難な状況に置かれています。女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう取り組みを一層推進する必要があります。

主な施策

- ・男女平等参画の総合的な推進
- ・方針決定過程への女性の参画
- ・性別にかかわる人権侵害の解消
- ・雇用等における男女平等
- ・男女平等参画推進のための意識変革
- ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

2 子ども

～子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて～

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくる必要があります。

いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの普及による新たな危険から子どもを守ることも必要となってきています。

特に増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

主な施策

- ・安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ・虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

3 高齢者

～高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて～

高齢化が進み、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。高齢者が社会の一員として生涯にわたって健やかに生きがいを持って人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

主な施策

- ・健やかでいきいきとした生活の実現
- ・自立して生活するには不安がある方への支援
- ・地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- ・安心して暮らすことができる生活の場の確保

4 障害者

～障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて～

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

主な施策

- ・地域における自立した生活の支援
- ・障害者の就労の支援
- ・重度障害児者への支援
- ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

5 同和問題(部落差別)

～同和問題(部落差別)の早期解決に向けて～

依然として残る結婚や就職などの場における課題、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上で部落差別を助長する書き込みがされるなど新たな問題も生じてきています。

同和問題（部落差別）の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。部落差別のない社会の実現に向けて、啓発、教育、相談体制の充実、関係機関・団体企業等と連携した取り組みなど、総合的視点に立った施策を推進していく必要があります。

主な施策

- ・啓発の推進
- ・文化センターの運営
- ・教育の充実
- ・部落差別のない地域づくり
- ・相談体制の充実
- ・えせ同和行為の排除

6 外国人

～多文化共生都市の実現に向けて～

出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が設けられるなど、わが国で暮らす外国人はさらに増加し、その国籍も多様化することが見込まれており、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推進する必要があります。

日本人も外国人も必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人等に対する差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深める人権教育や、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進め、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

主な施策

- ・生活基盤づくり
- ・多様性を活かす社会づくり
- ・誰もが参画する地域づくり
- ・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み

7 さまざまな人権分野

～あらゆる差別や偏見の解消に向けて～

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、性的少数者、刑を終えて出所した人等、アイヌの人々への差別や偏見の問題などがあり、正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、適切な支援を行うことが必要です。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。

主な施策

- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進
- ・犯罪被害者等への支援
- ・ホームレス自立支援
- ・性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援
- ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・さまざまな人権課題に対する理解の促進

8 人権を取り巻く課題

～社会情勢の変化に対応して～

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。一人ひとりが個人情報の重要性和個人のプライバシーについての認識を深めるとともに、インターネットの適正な利用を心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、災害発生時においては、適切な避難行動を促すための情報伝達が重要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化しやすい人権問題への対応が必要となっています。

主な施策

- ・インターネットの適正な利用とプライバシーの保護
- ・避難対策・避難生活支援の推進
- ・地域防災力の向上

公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして

～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆみことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや

開館時間

午前9時～午後5時

(研修室は午前9時～午後8時)

休館日

毎週月曜日(休日の場合はその直後の平日)

年末年始(12月29日～1月3日)

所在地

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階

お問合せ

TEL: 052-684-7017

FAX: 052-684-7018

E-mail: a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

U R L: <http://www.jinken.city.nagoya.jp/>



地下鉄 伏見駅 6番出口より 南へ徒歩7分



伏見ライフプラザ12階

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

高齢者いきいき相談室Q & A

Q 高齢者いきいき相談室とはどんなところですか？

A 相談室は、身近な場所で市内にお住いの高齢者の生活の中での困りごとに関する相談を受け付け、いきいき支援センターへつなぐための窓口として市内約 280 か所名古屋市が設置しています。また、相談内容に応じていきいき支援センターと連携して支援を行います。

Q 相談は電話でもできますか？

A 来所での相談の他、電話でも相談をお受けします。
また、必要に応じて訪問による相談にも対応しています。
なお、相談費用（訪問を含む）は無料です。

Q だれでも相談できますか？

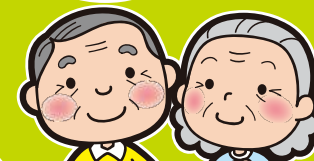
A どなたでもご相談いただけます。
相談においては、お一人おひとりの生活状況等をふまえて適切に相談支援・助言を行うために、必要に応じて対象となる方のお名前や相談いただいた方との関係等をお聞きする場合がありますが、匿名での相談も可能です。

Q 高齢者いきいき相談室にはどのような専門職がいますか？

A 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを有している主任介護支援専門員がいます。
また、高齢者いきいき相談室は名古屋市が実施する研修を受講し、資質向上に努めています。

身近で気軽な高齢者の相談室

高齢者 いきいき



相談室

健康・福祉・
介護など、
生活の中での
困りごとは
ありませんか？

ご相談ください！

相談無料

もしかして
消費者被害？
高齢者虐待？

認知症
どうすれば
いい？

介護予防
興味あるけど…

介護保険
どう申請するの？



地域包括 いきいき相談室一覧



名古屋市

高齢者の



なんでも相談窓口

いきいき

…支援センター…

名古屋市

相談してよかった！

相談
無料

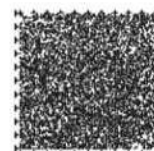
開設/月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

相談は、電話・来所・状況に応じて訪問もします。



保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの
専門職がチームでサポートします！

右のコードは高齢者や視覚障害者に向けて開発された「音声コードUni-Voice」です。



いきいき支援センター(地域包括支援センター)335-名古屋市が委託する公的な相談機関です。



名古屋市

相談
無料

電話・来所・状況に応じて
訪問もします。

相談例・業務内容

健康・介護をはじめ、暮らし
全般の相談に応じます！

- 身体が弱ってきて生活が不安
- 介護保険ってどう使う？
- もの忘れが気になって…
- 介護と育児のダブルケア
- 介護疲れ…



いぎいぎ 支援センター 所在地一覧

お住まいの小学校区にあるセンターへ
お気軽にご連絡ください！

区	名称	電話番号(FAX番号) ※市外局番(052)	所在地	担当地域(小学校区)
千種区	千種区東部	781-8343 (781-8346)	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	726-8944 (726-8966)	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	
	千種区西部	763-1530 (763-1547)	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区	東区	932-8236 (932-9311)	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	区内全域
	分 室	711-6333 (711-6313)	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	
北区	北区東部	991-5432 (991-3501)	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部	915-7545 (915-2641)	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	味鋤、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋤、如意
	分 室	902-7232 (902-7233)	北区中味鋤三丁目414	
西区	西区北部	505-8343 (505-8345)	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部	532-9079 (532-9020)	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	分 室	562-5775 (562-5776)	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	
中村区	中村区北部	486-2133 (486-2140)	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分 室	412-3030 (412-3110)	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	
	中村区南部	483-6866 (483-6867)	中村区豊国通1丁目14	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区	中区	331-9674 (331-6001)	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	区内全域
	分 室	262-2265 (262-2275)	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	
昭和区	昭和区東部	861-9335 (861-9336)	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部	884-5513 (883-2231)	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分 室	852-3355 (852-3344)	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	
瑞穂区	瑞穂区東部	858-4008 (842-8122)	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	851-0400 (851-0410)	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	
	瑞穂区西部	872-1705 (872-1707)	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔

2

権利を守ります！

不審な電話があった時、通帳や印鑑をなくしがちな方や虐待が疑われる場合は、すぐご相談ください。



3

「いつまでも元気に！」を応援します！

運動不足が気になる方や、近隣にお友達がほしい方、ボランティア活動に興味がある方をサポートします。



4

安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます

認知症の啓発や孤立しがちな方への支援、地域のネットワークづくりを進めます。



区	名 称	電話番号(FAX番号) ※市外局番(052)	所 在 地	担当地域(小学校区)
熱田区	熱田区	671-3195 (671-1155)	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	区内全域
	分 室	682-2522 (682-2505)	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	
中川区	中川区東部	354-8343 (354-8341)	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部	352-8258 (353-5879)	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	分 室	364-7273 (364-7271)	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	
港区	港区東部	651-0568 (651-1167)	港区港栄二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	稲永、大手、港栄、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部	381-3260 (381-3261)	港区寛政町6丁目40	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
	分 室	309-7411 (309-7412)	港区知多二丁目2215 レーブエル1階	
南区	南区北部	811-9377 (811-9387)	南区桜台1丁目1-25 桜ビル1階	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、豊田、明治、呼続
	分 室	698-7370 (698-7380)	南区明治二丁目32番14号 氷室AKマンション1階	
	南区南部	819-5050 (819-1123)	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区	守山区東部	758-2013 (758-2015)	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	736-0080 (736-0081)	守山区吉根南1401	
	守山区西部	758-5560 (758-5582)	守山区瀬古東二丁目411	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区	緑区北部	899-2002 (891-7640)	緑区鳴子町1丁目7番1 緑区在宅サービスセンター内	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分 室	877-9001 (877-8841)	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	
	緑区南部	624-8343 (624-8361)	緑区左京山3038	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区	名東区北部	726-8777 (726-8775)	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
	分 室	771-7785 (771-7702)	名東区明が丘124-2 ami ami annex2階	
	名東区南部	720-6121 (720-5400)	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区	天白区東部	809-5555 (385-8451)	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	相生、植田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
	分 室	808-5400 (808-5322)	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	
	天白区西部	839-3663 (839-3665)	天白区大坪二丁目604	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

高齢者のなんでも
相談窓口

いきいき支援センターをもっと活用しよう!



65才以上の方や、
そのご家族はチェック!



さっそくチェック☑してみましよう!

- ☐ 健康・介護・生活について、不安なことがある。
- ☐ 最近、外出や人との交流がおっくうになった。
- ☐ 前より「もの忘れ」が増えた。
- ☐ 元気に暮らし続けるための取り組みがしたい。
- ☐ 近所に気になる(心配な)高齢者がいる。
- ☐ 家族の介護のために認知症について学びたい。

一つでも当てはまったらいきいき支援センターへ!



高齢者のなんでも相談窓口

いきいき支援センター

開設：月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)

お住まいの小学校区の「いきいき支援センター」へお気軽にご連絡ください! (中面記載)



高齢者いきいき相談室

より身近な場所で相談できるよう、委託をうけた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。

いきいき支援センターと連携し、健康・介護をはじめ、暮らし全般の相談に応じます。

二次元バーコードから簡単に「NAGOYAかいごネット」へアクセスできます。
「NAGOYAかいごネット」内で「いきいき支援センター」、「高齢者いきいき相談室」の
詳細をご確認いただけます。



発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 TEL 052-972-2540 FAX 052-955-3367
編集／社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 TEL 052-734-7109 FAX 052-734-7129

発行年月：令和7年4月

なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業について

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を補償する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」を実施しています。保険の加入に必要な申請書類は、各区役所福祉課、保健センター、市内のいきいき支援センターに配架しています。

○事業概要

(1) 対象者

名古屋市内に住所を有し、認知症の診断を受けた人

(2) 補償内容

個人賠償責任保険	補償上限額：2億円
給付金（※）	補償上限額：3000万円 （事故の相手方が市民で死亡又は後遺障害となった場合）
	補償額：15万円 （事故の相手方が市民以外で死亡した場合）
保険料	無料 （市が保険契約者となり、保険料の全額を支払います）

※ 給付金は誰も賠償責任を負わない場合に事故の相手方に対して支払うものです。

○問い合わせ先 名古屋市認知症相談支援センター

電話番号 052-734-7099 FAX 052-734-7199

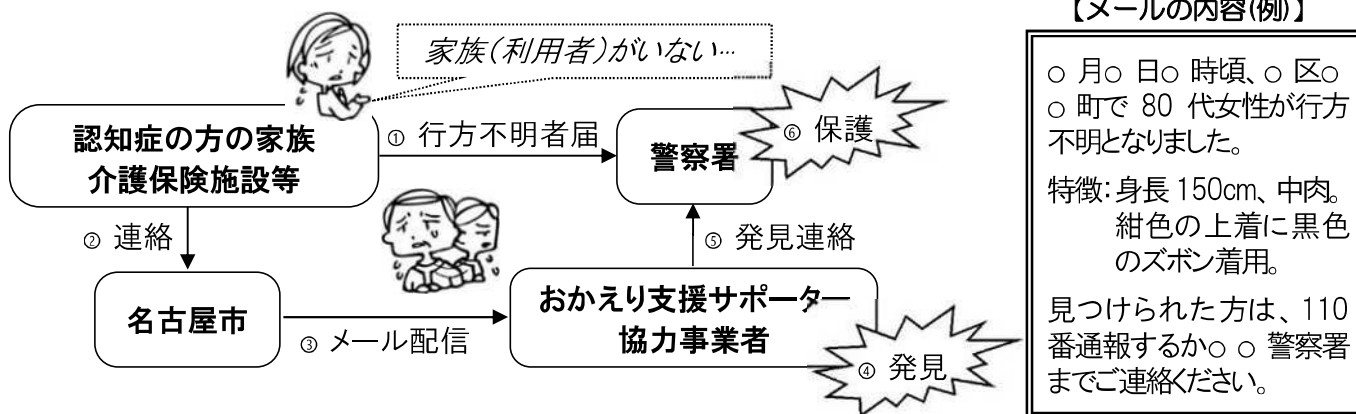
（ 年末年始、祝日を除く月～金 9：00～17：00 ）

「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。）



☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方（若年性認知症の方を含む。）です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

- ◆ 受付窓口◆ 登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
※ いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。
- ◆ 受付時間◆ 月～金曜日（祝休日・年末年始を除く。） 午前 9 時～午後 5 時
- ◆ 登録費用◆ 無料
- ◆ 登録方法◆ 登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、登録届を受付窓口までご持参いただきます。
※ 登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合先: 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 高齢福祉課

TEL: 972-2549 FAX: 955-3367 E-mail: a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

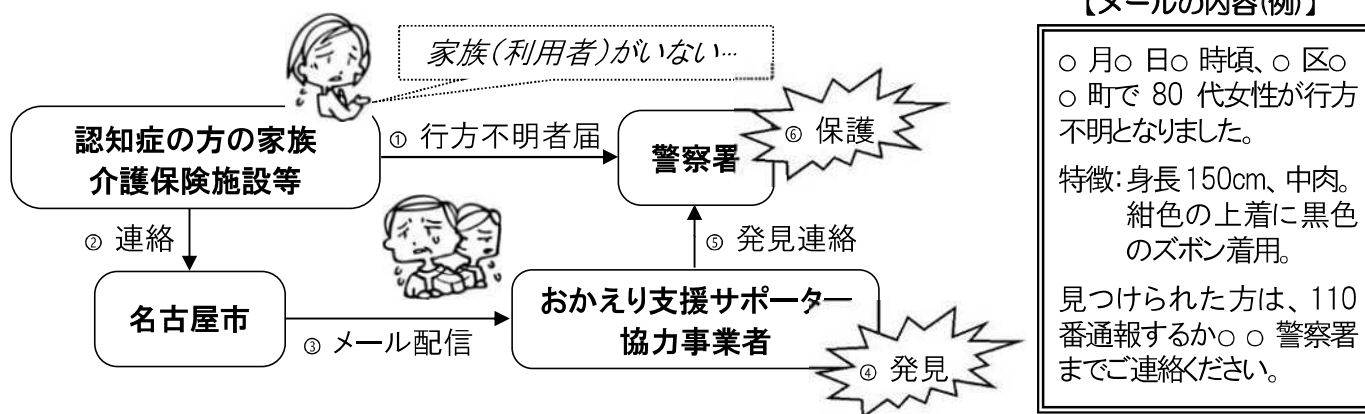


いきいき支援センター一覧 <市外局番は「052-」です>			
名 称	電 話	住所	担当学区
千種区東部	781-8343	千種区桜が丘 1 1 - 1 ソフィアビル 1 階	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
分室	726-8944	千種区宮根台一丁目 4 - 2 4 山内ビル 1 階	
千種区西部	763-1530	千種区西崎町 2 丁目 4 - 1 千種区在宅サービスセンター内	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区	932-8236	東区泉二丁目 2 8 - 5 東区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	711-6333	東区矢田四丁目 5 - 1 1 レジデンスアロー 1 階	
北区東部	991-5432	北区平安二丁目 1 - 1 0 第 5 水光ビル 2 階	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部	915-7545	北区清水四丁目 1 7 - 1 北区在宅サービスセンター内	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
分室	902-7232	北区中味鋺三丁目 4 1 4	
西区北部	505-8343	西区市場木町 1 5 7 パークサイドなかしま 1 階	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部	532-9079	西区花の木二丁目 1 8 - 1 西区在宅サービスセンター内	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
分室	562-5775	西区菊井二丁目 2 - 3 アーバネス菊井ビル 2 階	
中村区北部	486-2133	中村区名楽町 4 丁目 7 - 1 8 中村区在宅サービスセンター内	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
分室	412-3030	中村区稲葉地本通 1 丁目 3 魚住稲葉地ビル西号室	
中村区南部	483-6866	中村区豊国通 1 丁目 1 4	岩塚、米野、笹島、千成、八社、白吉、牧野、柳
中区	331-9674	中区上前津二丁目 1 2 - 2 3 中区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	262-2265	中区栄四丁目 1 - 8 中区役所地下 2 階	
昭和区東部	861-9335	昭和区滝川町 3 3 いりなかスクエア 3 階	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部	884-5513	昭和区御器所三丁目 1 8 - 1 昭和区在宅サービスセンター内	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
分室	852-3355	昭和区阿由知通 4 丁目 7 グローバル御器所 2 C	
瑞穂区東部	858-4008	瑞穂区佐渡町 3 丁目 1 8 瑞穂区在宅サービスセンター内	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
分室	851-0400	瑞穂区洲山町二丁目 2 1 啓徳名古屋南ビル 1 階	
瑞穂区西部	872-1705	瑞穂区堀田通 1 丁目 1 8 シティアーク 1 階	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区	671-3195	熱田区神宮三丁目 1 - 1 5 熱田区在宅サービスセンター内	区内全域
分室	682-2522	熱田区大宝三丁目 6 - 2 6 シャンボール日比野 1 階	
中川区東部	354-8343	中川区八幡本通 2 丁目 2 7 コーポ中野 1 階	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部	352-8258	中川区小城町一丁目 1 - 2 0 中川区在宅サービスセンター内	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
分室	364-7273	中川区春田四丁目 1 1 9 プリマヴェーラ 1 階	
港区東部	651-0568	港区港楽二丁目 6 - 3 2 港区在宅サービスセンター内	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部	381-3260	港区寛政町 6 丁目 40	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
分室	309-7411	港区知多二丁目 2 2 1 5 レーブエル 1 階	
南区北部	811-9377	南区桜台 1 丁目 1 - 2 5 桜ビル 1 階	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
分室	698-7370	南区明治二丁目 3 2 番 1 4 号氷室AKマンション 1 階	
南区南部	819-5050	南区前浜通 3 丁目 1 0 南区在宅サービスセンター内	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部	758-2013	守山区小幡南一丁目 2 4 - 1 0 守山区在宅サービスセンター内	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
分室	736-0080	守山区吉根南 1 4 0 1	
守山区西部	758-5560	守山区瀬古東二丁目 4 1 1	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区北部	899-2002	緑区鳴子町 1 丁目 7 番 1 緑区在宅サービスセンター内	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
分室	877-9001	緑区徳重五丁目 6 2 5 アーバニティ幸 1 階	
緑区南部	624-8343	緑区左京山 3 0 3 8	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部	726-8777	名東区上社一丁目 8 0 2 名東区在宅サービスセンター内	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
分室	771-7785	名東区明が丘 1 2 4 - 2 ami ami annex 2 階	
名東区南部	720-6121	名東区にじが丘 2 丁目 7 アーバンラフレ虹ヶ丘西 2 号棟	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部	809-5555	天白区原一丁目 3 0 1 天白区在宅サービスセンター内	相生、植田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
分室	808-5400	天白区原五丁目 1 3 0 3 三和シャトー 1 階	
天白区西部	839-3663	天白区大坪二丁目 6 0 4	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

はいかい高齢者おかえり支援事業 おかえり支援サポーター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、搜索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で搜索のための情報提供にご協力いただきます。

- ◆ 登録費用◆ 無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)
- ◆ 登録方法◆ 下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。(詳しい登録方法は、裏面をご覧ください)

【QRコード】



【メールアドレス】 t-nagoya-okaeri@sg-p.jp

- ※ 登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。
- ※ 夜間のメール配信の希望を選択することができます。
- ※ 搜索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します(配信の希望を選択できます)。

協力事業者も募集しています！

事業者(団体)としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には下記問合先にメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問合先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 高齢福祉課

TEL:972-2549

FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

-342-



R7.5

おかえり支援サポーター メールアドレスの登録方法

- 1 下記のコードを読み取り、アクセスしたページから、
空メールを送信します。



【QR コード】

アクセス

クリック

空メール送信

- ・ご利用の登録を行う場合は、以下のリンクよりメールを送信してください。
- ・件名、本文はそのままです。ご利用登録の案内メールを折り返しお送り致します。
- ・メールを送信する

コードの読み取りができない場合は、こちらのアドレスに空メールを送信してください。

t-nagoya-okaeri@sg-p.jp

※「空メール」とは件名、本文を入力せずに送信するメールのことです。

- 4 配信内容を選択します。

利用者情報入力

下記の情報を入力してください。
※ は入力必須項目になります。

・協力区分※

選択してください

「おかえり支援サポーター」を選択

・夜間(22時～翌8時)配信※

選択してください

「希望する」「希望しない」
いずれかを選択

・配信希望区※

- ☐ 千種区
- ☐ 東区
- ☐ 北区
- ☐ 西区
- ☐ 中村区
- ☐ 中区
- ☐ 昭和区
- ☐ 瑞穂区
- ☐ 熱田区
- ☐ 中川区
- ☐ 港区
- ☐ 南区
- ☐ 守山区
- ☐ 緑区
- ☐ 名東区
- ☐ 天白区

情報の欲しい地域(区)をクリック

・事業者名(名古屋市から認定を受けた事業者様のみご入力ください。)

入力しない

・情報提供メール配信

選択してください

「希望する」「希望しない」
いずれかを選択

クリック 次の画面に進む

- 2 登録用ホームページの
URLが記載されたメール
が届きます。

ご利用ありがとうございます。
仮登録が完了しました。
下記の URL にアクセスして、詳細情報をご登録下さい。
本登録はコチラからお願いします。

https://plus.sugumail.com/
usr/nagoya-
okaeri/home*****

尚、本メールへのご返信はできませんので、
名古屋市の

クリック

- 3 利用規約を確認後、
「メール配信に同意する」
を選択します。

利用者登録

- ・メール配信サービスの申込みを行います。利用規約に同意の上、下記のメール配信に同意するリンクをクリックしてください。

☐ 利用規約を確認する

クリック

メール配信に同意する

メール配信に同意しない

- 5 入力内容を確認します。

利用者情報確認

入力内容を確認して、「入力内容を登録する」を押してください。

・メールアドレス
****@****.****

・協力区分

おかえり支援サポーター

・夜間(22時～翌8時)配信

希望しない

・配信希望区

中区、瑞穂区

・情報提供メール

希望する

あなたのメールアドレスが表示されます

修正する

クリック

入力内容を登録する

6

登録完了です。

利用者登録完了

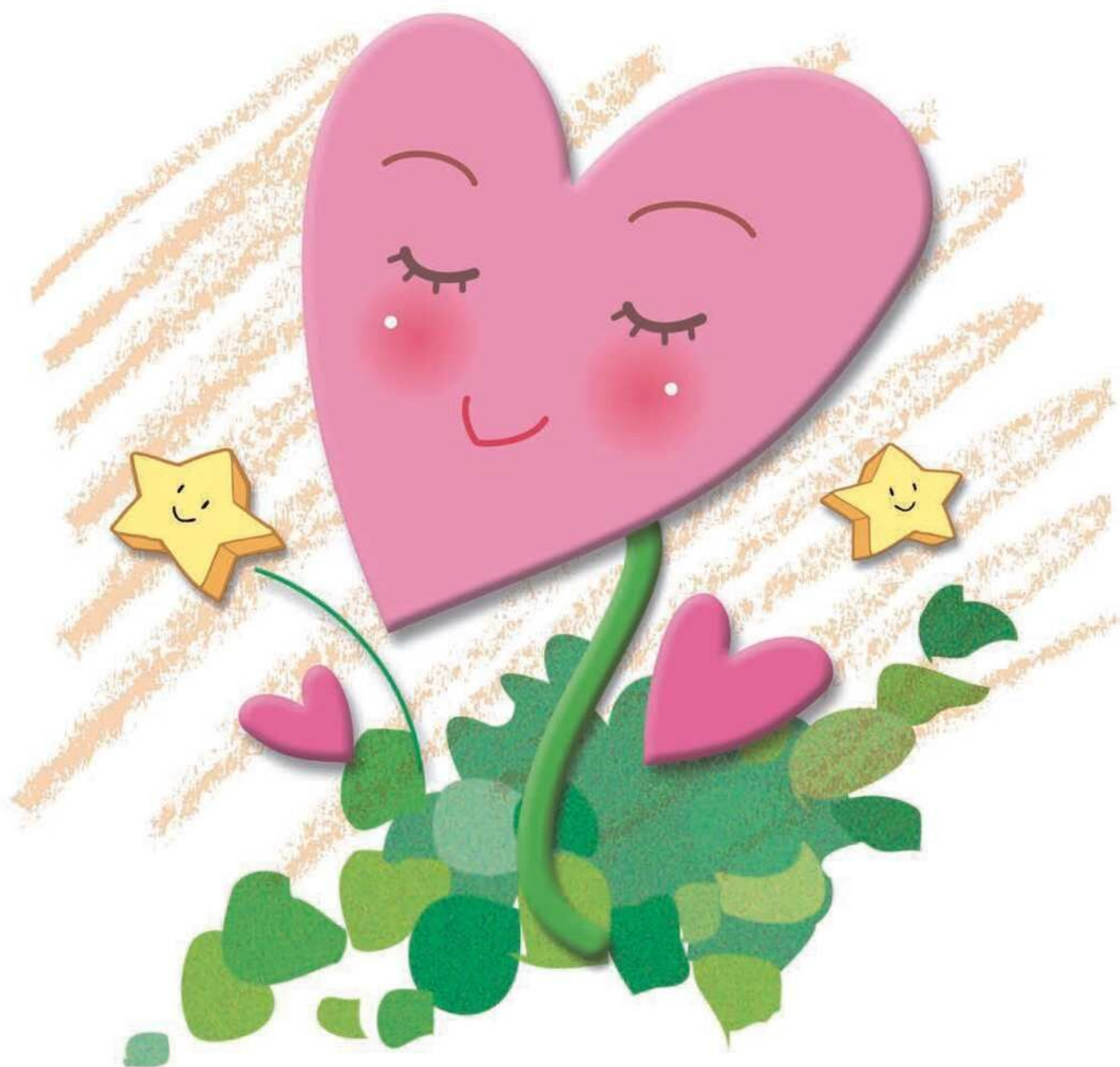
ご登録ありがとうございました。

※ 本登録完了後、「本登録完了のお知らせ」のメールが届きます。



あ
な
た
の
生
活
や
財
産
を
守
り
ま
す

名古屋市障害者・高齢者 権利擁護センター



社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会

障害者・高齢者権利擁護センターとは？

障害者・高齢者権利擁護センターは、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるように次の事業を行っています。

金銭管理サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、ご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などのお支払を支援します。

財産保全サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、定期預金通帳や年金証書などの大事な書類を、ご自身で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、その財産を安全にお預かりします。

福祉サービスの利用援助

金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、お宅を定期的に訪問して、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

相談事業

①生活相談

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談に職員が応じます。

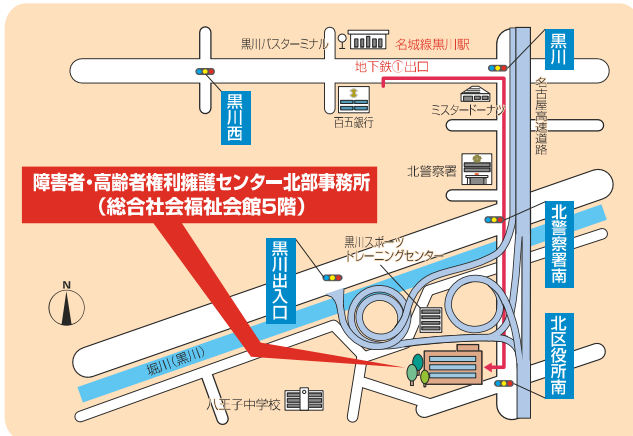
②法律相談(要予約)

相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が応じます。

お気軽にご相談ください 秘密は必ず守ります。

千種区、東区、北区、守山区
にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
北部事務所



〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1
(総合社会福祉会館5階)
電話 052-919-7584
FAX 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車①番出口より徒歩5分。

昭和区、緑区、名東区、天白区
にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
東部事務所



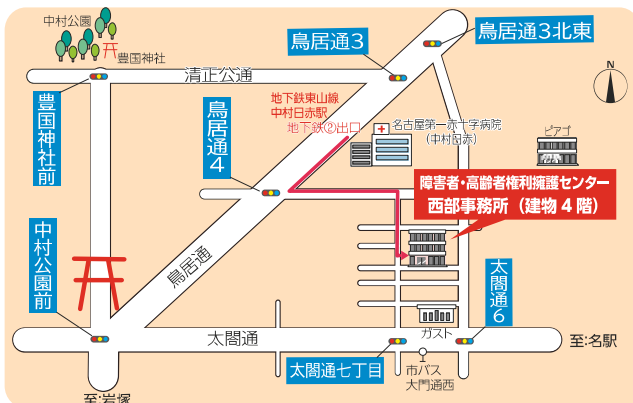
〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301
(原ターミナルビル3階)
電話 052-803-6100
FAX 052-803-6600

交通案内

地下鉄鶴舞線「原」駅下車②番出口すぐ。

西区、中村区、中区、中川区
にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
西部事務所



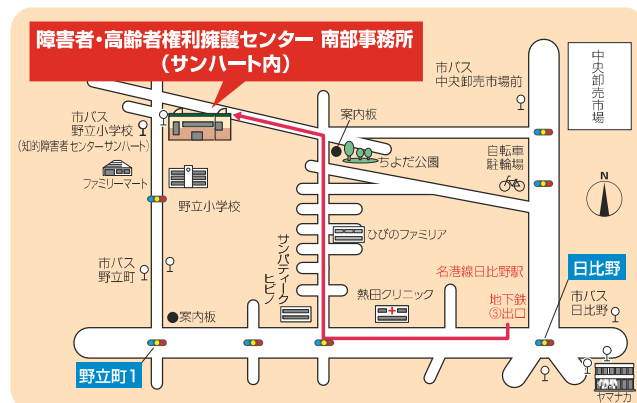
〒453-0024 名古屋市中村区名楽町4-7-18
(建物4階)
電話 052-433-6580
FAX 052-433-6579

交通案内

地下鉄東山線「中村日赤」駅下車②番出口より徒歩10分。

瑞穂区、熱田区、港区、南区
にお住まいの方は

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
南部事務所



〒456-0073 名古屋市熱田区千代田町20-26
(知的障害者センターサンハート内)
電話 052-678-3030
FAX 052-678-3051

交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車③番出口より徒歩10分。

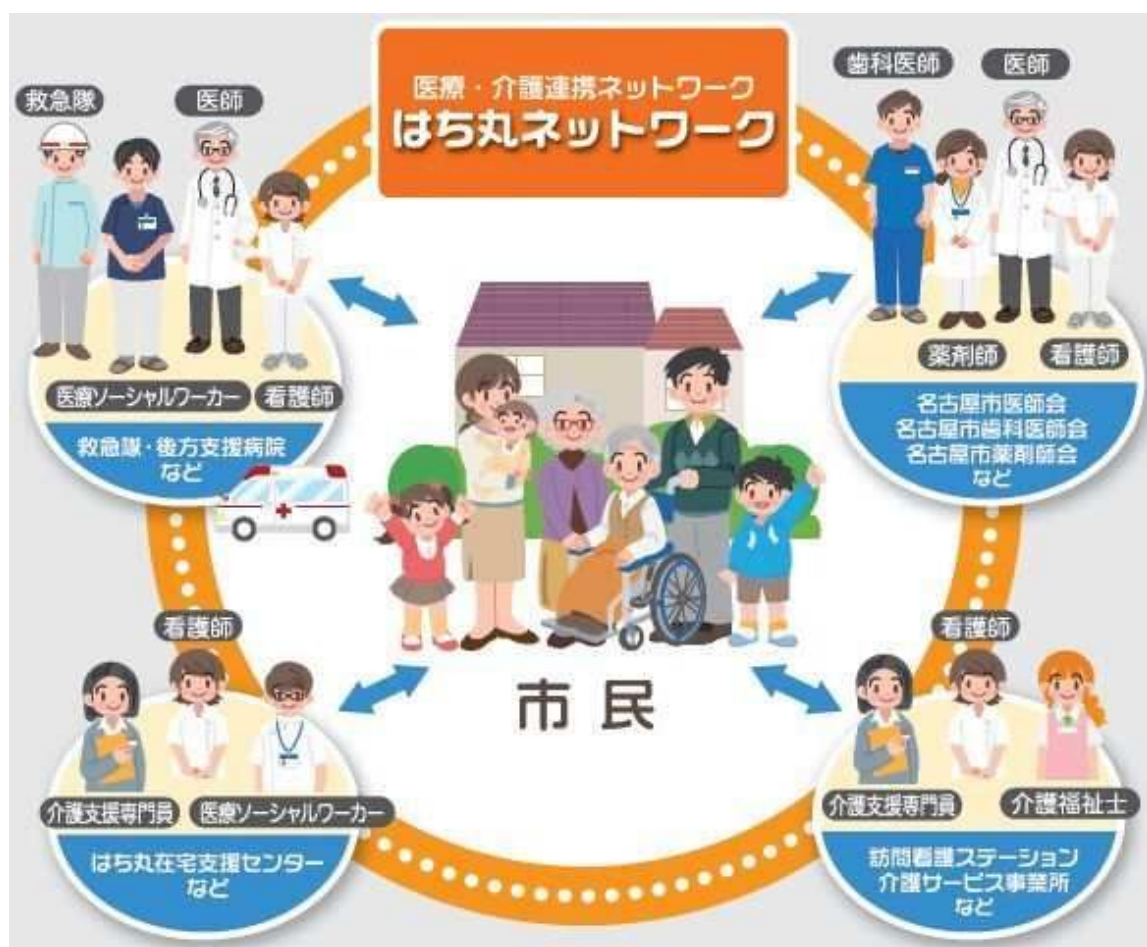
市内介護サービス事業所の皆様

在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができ、一部レセプト請求ソフトとは連動が実現しております。是非ご利用ください。



お問い合わせ先

名古屋市はち丸在宅支援センター（運営：一般社団法人 名古屋市医師会）

電話：052-971-0874 FAX：052-971-0875

住所：東区東桜1-4-3 大信ビル2階

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

ポータルサイト：<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 電話：052-972-2549

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開 設 助 成 金	運 営 助 成 金※②、③については、高齢者のみ	
内 容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参 加 対 象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実 施 場 所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実 施 回 数	月 1 回 以上、定期的に	月 2 回 以上、定期的に	月 4 回 以上、定期的に
助 成 額	50,000 円	① 月 2,000 円（小規模） ② 月 6,000 円（中規模） ③ 月 10,000 円（大規模）	① 月 4,000 円（小規模） ② 月 12,000 円（中規模） ③ 月 20,000 円（大規模）
参 加 人 数	5 人以上	① 5 人以上（小規模） ② 15 人以上（中規模） ③ 25 人以上（大規模）	
申 請 の 条 件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申 請 時 期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
そ の 他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）、参加者名簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎 1 階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原 1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら

是非、お近くの社会福祉協議会（社協）へご相談ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。

／ 排せつケアのこと…ひとりで悩んでいませんか？ ／

名古屋市

高齢者排せつケア コールセンター

排せつの悩みにとことん寄り添います！

最近ちょっとしたことで
尿がもれるけど…



ニオイの問題、
何とかならないかなあ？



便秘(下痢)で苦しい!
どうしたらいい？



楽に介護するには
どんなおむつを選べばいいの？



1日に何度も
トイレに行く



介護疲れでつらい



排せつのことで困ったら、コールセンターがあります

☎052-746-1180

受付
時間

火曜日～日曜日

10:00～18:00

(年末年始・祝休日除く)



看護師等の
専門職が
相談に応じます

相談無料

排せつの悩みにとことん寄り添います。
電話以外にも、対面での相談も行っています。

詳細は裏面へ！

名古屋市健康福祉局

本事業は社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団が委託を受けて実施しています。

電話でも

対面でも

自宅への
訪問でも

ご本人からも

ご家族からも

介護事業者
からも

相談をお受けしています

高齢者の方の排せつの悩みをお聞かせください

名古屋市では、「排せつケア相談支援事業」として、
排せつに関する様々な相談を「なごや福祉用具プラザ」でお受けしています
(相談無料・秘密を守ります)

電話相談

高齢者排せつケア
コールセンター



052-746-1180

※通話料がかかります。

対面・訪問相談

なごや福祉用具プラザ



052-851-0051

施設内には、用途やサイズに応じて100種類以上のおむつを用意しています。その他、排せつ介護を
支援する福祉用具を50種類以上展示しています。看護師、理学療法士等の**専門家が相談に応じます。**

必要に応じて自宅にも訪問し、排せつケアの具体的なアドバイスも
行っています。お気軽にお問い合わせください。

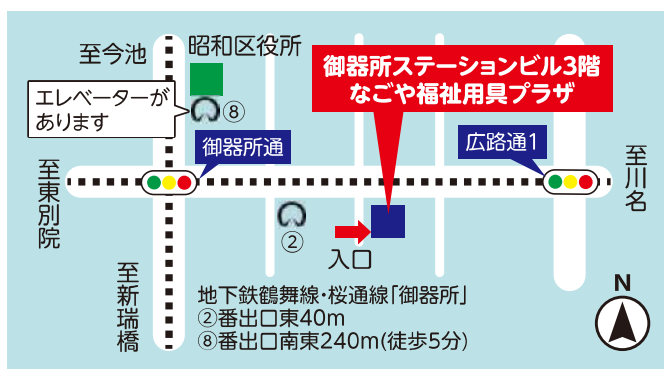
※なごや福祉用具プラザでは、福祉用具の販売・レンタルは行っておりません。



なごや福祉用具プラザ

名古屋市昭和区御器所通3-12-1
御器所ステーションビル3F
※地下鉄「御器所」2番出口徒歩1分
営業時間:火曜日～日曜日
(年末年始・祝休日除く)
10:00～18:00

☎052-851-0051



令和7年度 排泄ケア対応力向上研修

～排泄つにお困りの方へ適切な対応はできていますか？～

排泄つにお困りの方の心理や排泄つのメカニズムを知り、おむつを含む福祉用具の検討など、改めて排泄つケアを見直したい方のための研修です。

●対象者：介護支援専門員 看護師 介護福祉士 理学療法士 作業療法士 社会福祉士
福祉用具専門相談員 介護職員等、医療・福祉に従事されている方

●定 員：各回 50 名

日本作業療法士協会 生涯教育制度ポイント（1ポイント）対象講座
愛知県主任介護支援専門員更新研修 個別要件②に該当する研修
公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具プランナー更新対象指定研修

●内容および日程 各回 13:00～16:30（受付 12:30～）

① 7月18日（金） 排泄のメカニズムと泌尿器科受診のためのポイント

講師：吉川 羊子氏（小牧市民病院 排泄ケアセンター長 泌尿器科医）

② 8月3日（日） 摂食嚥下・排泄つとフレイルとの関係

講師：西井 久枝氏（長寿医療研究センター 研究開発研究室室長 泌尿器科医）

③ 12月14日（日） 訪問看護師から見た排便管理

講師：星野 智穂弥氏（れんげ訪問看護ステーション 訪問看護認定看護師）

令和8年

④ 2月20日（金） 1から知りたい認知症と排泄つ障害

講師：神谷 正樹氏（長寿医療研究センター リハビリテーション科部 作業療法主任）

●参加費：無料

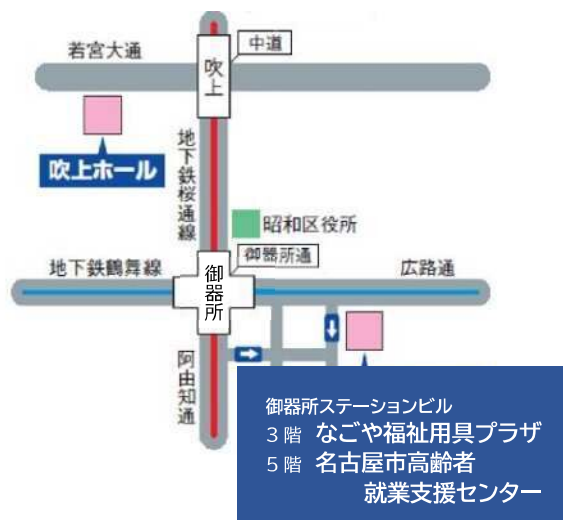
●申 込：各回開始1か月前より Web にて受付

※ なごや福祉用具プラザホームページ「排泄つケア対応力向上研修」よりお申込みください。

●会 場：名古屋市高齢者就業支援センター 大会議室

（名古屋市昭和区御器所通 3-12-1 御器所ステーションビル5階）

※ 会場はなごや福祉用具プラザではありませんのでご注意ください。



地下鉄御器所駅2番出口より東に徒歩5分

<問合せ>

〒466-0015
名古屋市昭和区御器所通 3-12-1
御器所ステーションビル3階
なごや福祉用具プラザ
TEL 052-851-0051
FAX 052-851-0056

<https://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza>



担当：日高・高野

名古屋市
大人用

おむつ選びの専門家 養成研修受講者募集中!

受講料

無料

受講対象

名古屋市内的におむつを販売する
店舗に勤務する方、介護事業者 など

おむつの種類やサイズ、特徴は実に多彩

一人ひとりに本当にフィットするおむつを選ぶ専門家

2日間の研修で、その方法を実践的に学びます。

★本研修は、排せつの自立と介護者等の身体的、精神的負担を軽減するための、名古屋市の取り組みです。

受講生の声

おむつ選びの専門家として感じたことは、おむつ・パッドについて悩んでいるお客様が大変多いということ。ちょっとしたアドバイスでお客様も納得の笑顔になり、やりがいを感じます。接客を通じて専門家の認知度も広がっていきます。

ケアマネジャー



受講生の声

排せつに関する問題はデリケートで相談しづらい内容です。状況を丁寧にお聞きしながら研修で学んだことを活かしてお話しています。

福祉用具販売 勤務



受講生の声

私は直接おむつに触れたことがなく受講前は不安でしたが、高齢者疑似体験で排せつにお困りな方の気持ちを考えたり、おむつに実際に触れることで知識が増えました。

ドラッグストア 店員



お申込みから修了までの流れ

受講申込
(ウェブ申込)

受講案内通知
(メールでご連絡)

受講

理解度確認のための
修了テスト

専門家認定
認定証をお渡し

各店舗で活躍!!



なごや福祉用具プラザ
ウェブサイトより申込
<https://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/>

広報啓発物
(のぼり旗、ステッカー、ポスターなど)を
お渡しします。

市公式ウェブサイトや
リーフレット等で市民の方へ
お知らせします。

名古屋市

本事業は社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団が委託を受けて実施しています。

研修日程・内容は
裏面へ

研修内容

講義 排せつのメカニズム、実際の相談事例等

体験 高齢者疑似体験、おむつのあて方・吸水実験等

演習 相談対応シミュレーション

お申込み

各回 定員30名

申込方法 なごや福祉用具プラザ
ウェブサイト内
メールフォームにて
応募はこちらから→



場所

名古屋市高齢者就業支援センター 大会議室
(御器所ステーションビル5階)

第1回

令和7年

1日目

eラーニングでの
受講も可能

5月29日 木

時間 10:30~16:45

令和7年

2日目

5月30日 金

時間 9:45~16:45

申し込み締切: 5月11日(日) (受講の連絡については5月17日までに電子メールにて連絡します。)

第2回

令和7年

1日目

eラーニングでの
受講も可能

7月31日 木

時間 10:30~16:45

令和7年

2日目

8月1日 金

時間 9:45~16:45

申し込み締切: 7月13日(日) (受講の連絡については7月19日までに電子メールにて連絡します。)

第3回

令和7年

1日目

eラーニングでの
受講も可能

9月13日 土

時間 10:30~16:45

令和7年

2日目

9月14日 日

時間 9:45~16:45

申し込み締切: 8月27日(水) (受講の連絡については9月2日までに電子メールにて連絡します。)

第4回

令和8年

1日目

eラーニングでの
受講も可能

1月24日 土

時間 10:30~16:45

令和8年

2日目

1月25日 日

時間 9:45~16:45

申し込み締切: 1月7日(木) (受講の連絡については1月13日までに電子メールにて連絡します。)

- 各回2日間の研修日程です。2日連続の受講が難しい場合は下記問い合わせ先までご相談ください。(初日のみe-ラーニングでの受講可能)
- e-ラーニング受講にかかるパソコンなどの準備やインターネットの接続にかかる設備費用および通信費は受講者の負担となります。



名古屋市昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル
※地下鉄「御器所」2番出口徒歩1分



〈お問い合わせ先〉

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

なごや福祉用具プラザ
TEL:052-851-0051

令和7年度 名古屋市

在宅高齢者 訪問理美容 サービス事業 MAP

〔目次〕

- ・訪問理美容サービス事業について P1~P2
- ・実施店一覧

千種区	東 区	守山区	名東区		P3~P4
熱田区	中川区	港 区	南 区		P5~P6
北 区	西 区	中村区	中 区		P7~P8
天白区	昭和区	瑞穂区	緑 区		P9~P10
- ・問い合わせ先（各区役所福祉課
各区役所支所区民福祉課） P11

発行：名古屋市健康福祉局高齢福祉課

在宅高齢者訪問理美容サービスとはどんなサービス？

自宅でお過ごしの高齢者の方で、外出して理容店・美容店に出向くことが困難な方が、自己負担2,000円で訪問理美容サービスを受けることができます。

ご利用には、事前にお住まいの区の区役所（福祉課）または支所（区民福祉課）へ申請が必要です。

【サービス内容】



【対象となる方】

名古屋市内で在宅（※1）で生活している方で、次の要件をすべて満たす方

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護3（※2）～要介護5に認定された方
- 3 外出により理美容サービスを利用することが困難な方

※1 施設に入所している方は対象とはなりません。

※2 要介護3の方は、障害高齢者日常生活自立度（ねたきり度）がA～Cと認定されるか、認知症高齢者の日常生活自立度がII a～Mと認定された方。詳しくは、お住まいの区の区役所・支所へご確認ください（P11）。

利用できる回数

利用回数は、理容サービスと美容サービスを合わせて
一人あたり1年度6回となります。

※年度の途中で利用決定となった場合は、申請された月に応じて利用できる回数が決まります。



申請月				利用限度回数
4月	から	5月	まで	6回
6月	から	7月	まで	5回
8月	から	9月	まで	4回
10月	から	11月	まで	3回
12月	から	1月	まで	2回
2月	から	3月	まで	1回

利用方法

- 1 お住まいの区の区役所(福祉課)
または支所(区民福祉課)へ指定の
「利用申請書」を提出してください。
代理の方でも申請できます。



- 2 対象となる要件を確認し、利用が決定されると、
その場で「利用券」が交付されます。



- 3 「実施店一覧」(P3～P10)から利用したい理容店・美容店を選び、
電話等で予約をしてください。



- ※ サービスを受けるにあたって、ご本人のお体の状態等、お知らせをしておきたい内容を理容店・美容店と調整してください(介助があれば座位が保てるなど)。
- ※ 希望の日に予約が取れない場合もあるため、候補日を何日かご予定いただくなど、余裕をもった日程調整をお願いいたします。
- ※ 理容師・美容師の方は介護できません。訪問の際には立会人の方が同席くださいますようご協力お願いいたします。
- ※ 法律により訪問理美容を行うことができる場合には定めがあります。例えば、家族の方などが運転する自動車により外出が可能な方は、利用券が交付されている方であっても、サービス実施店が利用をお断りさせていただく場合があります。



- 4 ご自宅でサービス提供(カット、顔そりまたはブロー)を受け、
自己負担2,000円の支払いと利用券1枚を
理容師・美容師の方にお渡しください。

※ 利用券は、有効期限内のみ利用できます。利用前に利用券の有効期限をご確認ください。

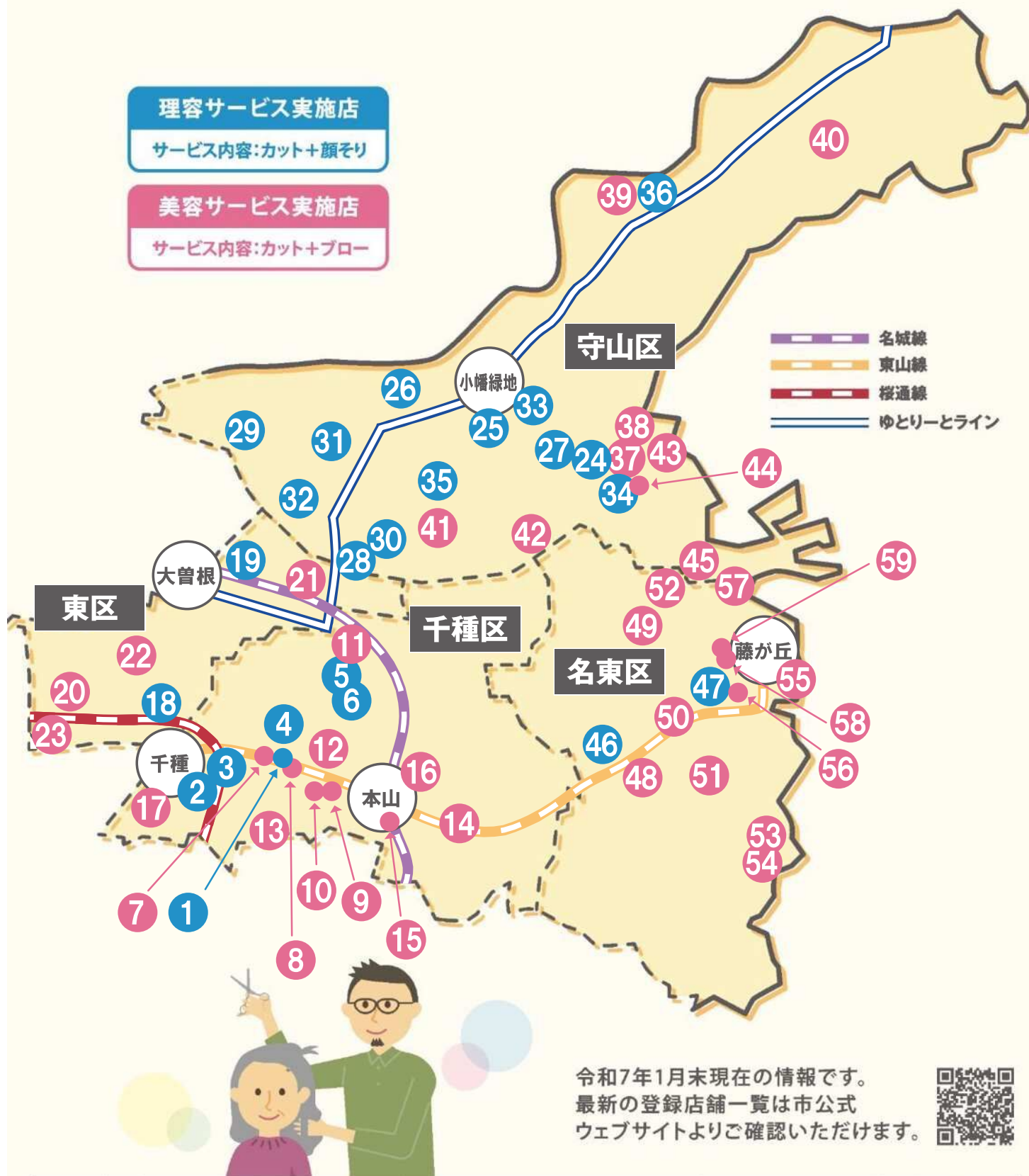


申請内容の変更、利用券の返還について

申請後、引っ越し等で住所変更が生じた場合は、お住いの区の区役所(福祉課)または支所(区民福祉課)にて、住所の変更手続きを行ってください。

ご本人が、施設に入所されたり、要介護度の変更により利用要件を満たさなくなった場合は、お住いの区の区役所(福祉課)または支所(区民福祉課)へ、未使用の利用券を返還してください。(氏名変更の場合は一度返還していただき、再度発行をさせていただきます。)

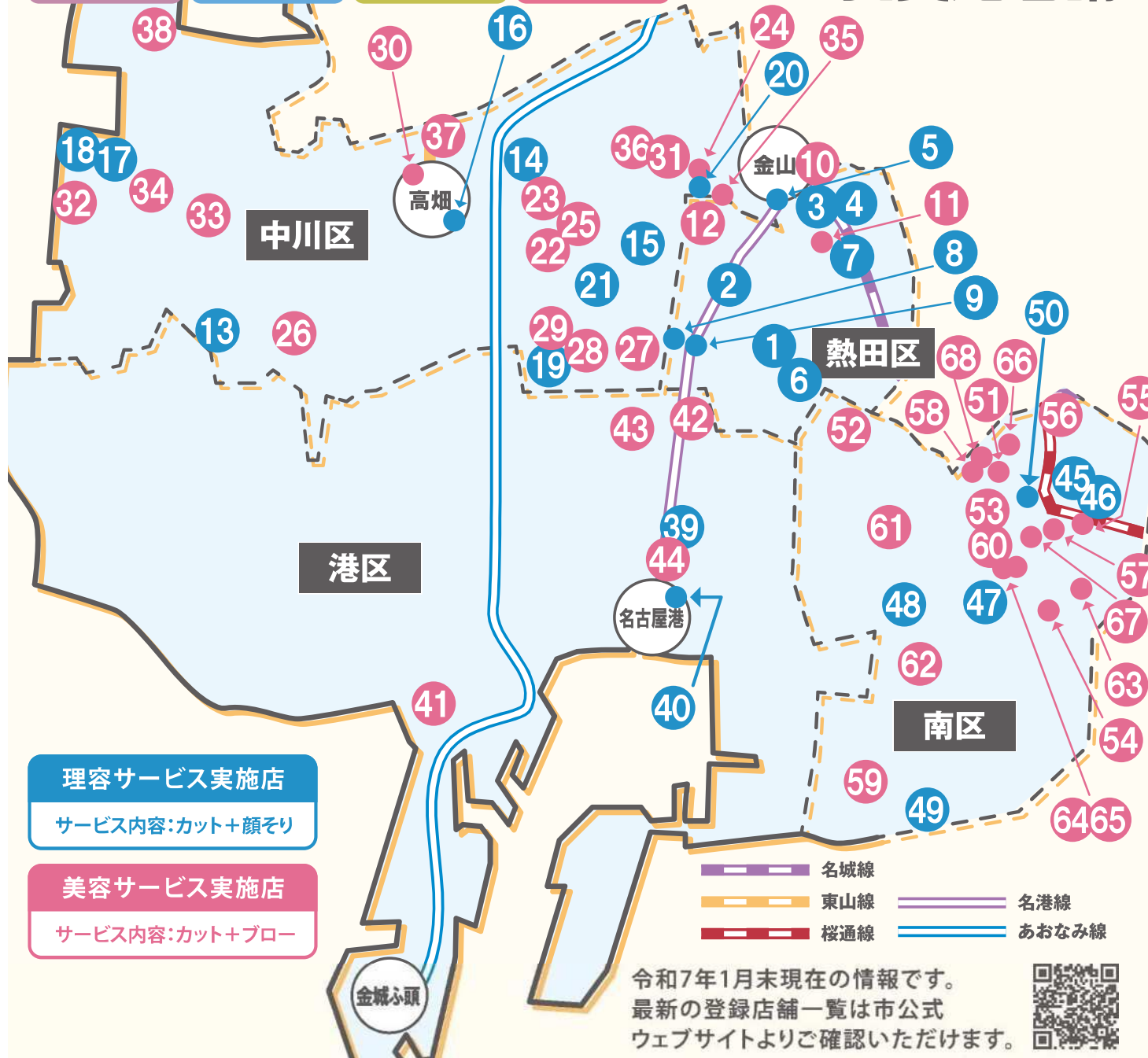
千種区 東 区 守山区 名東区 サービス実施店舗



区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
千種区	理容	① Cutroom KATO	千種区池下1-3-11	☎052-751-6308	加藤清巳
		② Hairmake かとう	千種区今池3-36-12	☎052-731-9294	加藤猛史
		③ HAIR SALON Ikeyama	千種区今池5-23-15	☎052-731-6433	池山英一
		④ 理容フナハシ	千種区高見1-8-10	☎052-751-1178	船橋光明
		⑤ 床屋 山崎	千種区天満通1-44	☎090-6095-1075	山崎周良
		⑥ 髪処 かづき	千種区天満通2-24-2	☎052-722-5599	森井一樹

区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
千種区	美容	7 美容室伽羅	千種区池下1-11-14 メエル鈴屋ビル2F	☎052-764-1507	中野英男
		8 マリヤ美容院	千種区覚王山通9-16マリヤビル	☎052-751-3089	宇佐美智也
		9 MUSE 本山	千種区末盛通4-15-1	☎052-752-1233	白田智洋
		10 hair salon sarapis	千種区田代本通1丁目7番地	☎052-761-6789	坂野友保
		11 まにたす DE ぶらた	千種区茶屋坂通り2-39-1	☎052-722-2701	上野清勝、上野さとみ
		12 Green Park	千種区月見坂町1-23-1 マイム月見坂	☎052-759-5521	堀田和恵
		13 アールヴィヴァン	千種区南明町3-48-1	☎052-751-9419	白井亜弓
		14 roomoon	千種区東山通2-27-1 フォレスト本山1F	☎052-782-8868	丹羽誠次
		15 Natura	千種区四谷通1-6-1 脇田ビル2F	☎052-782-0223	吉田隼人
		16 paka	千種区猫洞通5-23 スタシオン本山第2ビル1F	☎052-782-8491	平野、鈴木、坪井
東 区	理容	17 HAIR SPACE FAMILLE	千種区千種一丁目13番16号	☎052-733-0534	加藤好裕
		18 ヘアーサロン 新華	東区筒井2-3-2	☎052-935-7322	村本美奈子
	美容	19 ヘアーサロン ベアー	東区矢田2-4-25	☎052-711-6760	熊谷義久、熊谷美奈子
		20 髪結ASAO	東区泉1-6-30 I・S・H泉ビル1F	☎052-973-1238	前田朝雄
		21 カットスポット モガハウス	東区大幸3-14-26	☎052-723-1690	水野周二
守山区	理容	22 トウインクル	東区徳川1-522	☎052-931-3055	近藤信雄
		23 Luxuci & me	東区東桜1-10-16 ビルフレンズ4F	☎052-971-6548	坂本裕樹
		24 大森理容	守山区大森4-305	☎052-798-0592	伊藤崇
		25 ヘアーサロン みのうら	守山区小幡1-1-4	☎052-791-7046	箕浦照幸
		26 理容セイコー	守山区川北町159-2	☎052-791-0134	中村妙子
		27 Lalgo ars hair by asano	守山区喜多山1-1-9	☎052-791-8661	高柳範由
		28 理容クラウン	守山区更屋敷6-25	☎052-791-6583	安藤勝治
		29 アケダマ理容	守山区瀬古東3-145	☎052-793-8072	中村博史
		30 理容越前	守山区長栄24-26	☎052-792-2337	山崎寛
		31 ヘアーサロンmino	守山区鳥神町206	☎052-794-4639	見野泉
	美容	32 理容イソベ	守山区鳥羽見3-4-18	☎052-793-1443	磯部幸生
		33 ヘアーサロン タカミ	守山区緑ヶ丘851	☎052-792-2658	高見佳生
		34 ヘアーサロン ひらい	守山区元郷2-310	☎052-798-1220	平井孝司
		35 ヘアスタジオ マリモ	守山区小幡中1丁目3-26	☎052-791-5181	山森優香
		36 アートグレイ カットスペース	守山区深沢1丁目716番地	☎052-736-5572	奥村真示
		37 セーヌ美容室	守山区大森4-310	☎052-798-0212	工藤
		38 ROHO	守山区大森5-112 メゾン正芳102・103	☎052-798-1234	樋田
		39 HAIR SALON RICH&RICH	守山区吉根3-810	☎090-2921-4777	清和
		40 美容室Y2ステージ	守山区中志段味四畝物2282-2	☎052-736-4728	山口
		41 美容室カメト本店	守山区中新1-10	☎052-794-3500	伊藤
名東区	理容	42 美容室キャリエール	守山区菱池町12-44	☎090-2611-3314	丸山
		43 美容室カメト八剣店	守山区八剣2-1702	☎052-799-0272	鈴木
	美容	44 wacoco hair	守山区元郷2-1019	☎090-9020-9588	酒井暁美
		45 hair room OLIVE+1	守山区森孝二丁目141番地	☎052-771-7022	大竹葉子
		46 Miagio ミアージュ	名東区高社1-253	☎052-771-1333	宮地昌弘
		47 理容ラッキー	名東区本郷2-6-2	☎052-771-4833	渡邊守
		48 hair flap eth	名東区一社4-259	☎052-702-2250	恒川直樹
		49 美容室フォーレスト	名東区猪子石1丁目201	☎052-776-5039	土田幸穂
		50 美容室ぽあん	名東区上社2-134	☎052-778-4845	西部真美
		51 サロンド ANRI	名東区貴船三丁目105-1 共栄ハイツ1F	☎052-702-1226	安里敦代
		52 エバーグリーン	名東区香南1-210	☎052-775-8002	安藤光昭
		53 ヘアークリニック チャンク	名東区極楽3-4	☎052-701-5582	安藤良江
		54 libero.hairlabo	名東区極楽4-1405	☎052-753-8775	金沢大貴
		55 アミークスプリエ	名東区照が丘84	☎052-772-2711	鈴木弘人
		56 美容室 ル・クラージュ	名東区望が丘316	☎052-775-0280	中井初江
		57 AOZOA	名東区藤里町2206	☎052-775-5567	横間博之
		58 COTOCO	名東区明が丘100 LOFTビル1F	☎052-778-9551	川瀬真吾
		59 美容室セラヴィ	名東区明が丘28-2 アスカビル102	☎052-710-4784	内田郁

熱田区 中川区 港区 南区 サービス実施店舗



区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
熱田区	理容	① マー坊の店	熱田区一番2-9-23	☎052-654-0443	榎本三津子
		② ヘアーサロン みくに	熱田区西郊通5-17	☎052-671-1452	家根谷博美
		③ 理容阿部	熱田区沢上1-5-24	☎052-682-3851	阿部トキ子
		④ ヘアスタジオ 金山ヒビキ	熱田区沢下町9-25	☎052-871-6719	堀田末子
		⑤ ヘアステーションイトウ	熱田区新尾頭3-1-21	☎052-671-8461	伊藤君子
		⑥ ヘアーサロン 白菊	熱田区千年1-4-5	☎052-661-0744	神保秋義
		⑦ ヘアーサロン いまにし	熱田区横田1-1-16	☎052-682-6734	今西昭博
		⑧ ヘアーサロン ちどり	熱田区六番1-13-20	☎052-671-0014	林芳枝
		⑨ ヘアーレストア TOKYO	熱田区六番2-14-13	☎052-653-6922	加藤正昭
	美容	⑩ テクライズ金山	熱田区金山町1丁目6-17 2F	☎052-682-8322	近藤正樹
		⑪ Ritrovo Sereno ゆかり	熱田区高蔵町7-24	☎052-671-5967	長屋
		⑫ パーマサロン エス	熱田区幡野町1-24	☎052-671-7336	佐藤せい子
中川区	理容	⑬ カットインはやし	中川区江松5-1203	☎052-302-1361	林勇
		⑭ 理容いそべ	中川区小本本町2-81-2	☎052-351-2012	磯部周史
		⑮ ヘアーサロン トシ	中川区神郷町2-5	☎052-361-3286	山田裕美

区	理/美	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	担 当 者
中川区	理容	16 理容キムラ	中川区高畑2-296	☎052-353-4955	木村義光
		17 ツカサ理容	中川区戸田明正2丁目2416	☎080-9486-8800	奥村一樹
		18 理容オカ	中川区戸田明正3-104アーバンホームII	☎052-431-2816	岡崎守、岡崎ゆかり
		19 ヘアサロン フジタ	中川区明德町1-16-2	☎052-651-3762	藤田信行
		20 BIGBERN	中川区八熊3-4-3	☎052-321-4088	北村繁樹
		21 ヘヤーサロン ヤマモト	中川区中野新町1-14-6	☎052-361-4320	山本智恵、山本慶子
	美容	22 HAIR&MAKE Lien	中川区大畑町1-2 大畑ショッピングビル1F	☎052-351-7776	亀田尚司
		23 Hair dream Sala,	中川区押元町1-51-4	☎052-355-0069	真鍋弘子
		24 三奈 美容室	中川区尾頭橋3-15-9	☎052-322-5250	加藤三奈
		25 リリー美容室	中川区上脇町2丁目132	☎052-361-3673	亀井隆直
		26 美容室サンローズ	中川区下之一色町宮分126	☎052-302-1566	加藤大策
		27 寿魅美容室	中川区十一番町1-5	☎052-353-3795	早川美千代
		28 MOPsalon Canges	中川区昭明町1-3-3	☎052-651-6764	飯田昭子
		29 ビューティサロンつばき	中川区昭和橋通4-31-1	☎052-661-6761	鬼頭八重子
		30 hitohako	中川区高畑4丁目192番地	☎090-7687-3139	生川純子
		31 Hair Lounge Rinata	中川区露橋2-23-9	☎052-361-4842	小栗みや子
		32 Fine Hair戸田店	中川区戸田西3-107	☎052-304-7277	山田康雄
		33 Salon de Beaute Laviere	中川区富田町榎津鶴垂343-17	☎052-301-8077	山田麻友香
		34 FINE HAIR	中川区春田3-95	☎052-301-3200	山田幸江
		35 内田 美容院	中川区南八熊町5-18	☎052-671-0582	内田朝子
		36 美容室 サン・シャイン	中川区八幡本通2-23-1	☎052-363-0068	井上市代
		37 Hair Tokeidai	中川区八田町1712	☎052-365-5300	武井 優太
		38 リンデン・ビーアイ株式会社	中川区富田町千音寺市場上屋敷4506	☎052-462-1710	横井、宇野、齋藤、廣瀬
港 区	理容	39 理容カトー	港区港楽3-6-14	☎052-653-5556	加藤誠子
		40 ヘアーサロン いとう	港区名港1-19-16	☎052-661-1909	法眼寿博
	美容	41 ヘアースタジオ 高峰	港区稲永五丁目9-33	☎052-381-7814	高峰久子
		42 アトリエかれん	港区七番町4-9	☎052-653-0163	山口真知子
		43 美容室 セラヴィ	港区東海通5丁目5番 フォンテーヌ東海通	☎052-654-2461	仲田弥生
		44 B.B.AM by kawamura	港区名港1-19-22	☎052-653-1674	河村三枝子
南 区	理容	45 マミチ理容店	南区桜台2-2-14	☎052-811-2643	馬道勇人
		46 ヘアーサロン ハヤカワ	南区桜台2-4-4	☎052-811-2829	早川努
		47 ヘアステーションLEON	南区立脇町2-5-1スターハイツ笠寺1F	☎052-822-6913	福本富士子
		48 ヘアサロン トップ	南区西又兵衛町3-36	☎052-613-4878	安藤弘國
		49 ナガタ理容館	南区三吉町3-21	☎052-612-5595	永田吉永
		50 ヘアーサロン ヘイワ	南区呼続3-12-50	☎052-811-8341	山本雅之
	美容	51 サロンドベル	南区岩戸町17-15 薬師ハイツ1B	☎052-822-1339	藤井鈴子
		52 ジャップヘア	南区内田橋2-32-14	☎052-692-6289	吉田周作
		53 美容室ドロップアウト	南区大磯通4-18-4	☎052-822-8884	野々村繁
		54 サロンドちよ	南区粕島町3-12-1	☎052-822-4812	佐野千代子
		55 美容室 S&K	南区霞町57	☎052-822-7337	黒崎伸一
		56 サロンボーテグランディール	南区菊住1-4-15 新効ビル1F	☎052-821-7387	宮平聡
		57 美容室 Shima	南区桜本町1	☎052-821-1426	各務直樹
		58 美容室ヘアステーション	南区汐田町3-23	☎052-811-4073	深谷良子
		59 美容室COROAI	南区柴田本通1-18	☎052-613-0947	高木義仁
		60 美容室アクール	南区城下町3-18-2	☎052-822-3305	山本達雄
		61 みずず美容室	南区豊田4-8-3	☎052-692-5974	戸田道代
		62 ロダン美容室	南区中割町2-14	☎052-611-4043	松下幸子
		63 sk Re:birth	南区白雲町143-1	☎052-387-7336	福島誠司
		64 ミヤ美容室	南区松池町2-10-5	☎052-821-4684	佐藤真紀子
		65 ヘアエステウィザード	南区松池町2-44-5	☎052-824-7167	渡邊玉江
		66 あかだま美容室	南区呼続1-2-20	☎052-811-4767	杉坂まゆみ
		67 美容室 グルービーヘア	南区呼続5-14-6	☎052-822-3336	速水誠
		68 ヘア&フェイス アリス	南区呼続1-11-27	☎052-811-9891	田中朱己

北 区 西 区 中村区 中 区 サービス実施店舗

理容サービス実施店

サービス内容:カット+顔そり

美容サービス実施店

サービス内容:カット+ブロー

-  名城線
-  東山線
-  鶴舞線
-  桜通線
-  上飯田線
-  あおなみ線



区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
北 区	理容	① ヘアサロン スター	北区喜惣治1-325	☎052-902-0654	平川秀光
		② ヘアーサロン シラタ	北区楠味鏡5-2528	☎052-902-0655	白田貴久
		③ Hair Salon Acb	北区中丸町1-8	☎052-981-7104	広瀬文夫
		④ ヘアーサロン ユタカ	北区浪打町2-2	☎052-981-9717	丹羽豊
		⑤ ヘアサロン HiBiKi	北区柳原4-2-2	☎052-914-4066	安江律夫
		⑥ あおき理容	北区清水3丁目11-22	☎052-911-3643	青木政勝
	美容	⑦ 美容室HAIR-DO清水店	北区大杉3丁目8-8	☎090-1562-0925	村瀬雄哉
		⑧ ビューティーサロンさくらい	北区楠味鏡四丁目1211番地	☎090-1728-2761	櫻井淳二
		⑨ 美容室M'S(エムス)	北区志賀町3丁目18番地の91	☎052-911-9483	佐藤雅一、佐藤かをり
		⑩ イルクオーレ	北区志賀南通2-50 サンパーク城北	☎052-912-1690	佐藤
		⑪ アンティヘアー	北区田幡2-3-2 アイネシュタット1F	☎052-916-6231	門口
		⑫ D&Cヴァータ	北区東味鏡1-803	☎052-909-1177	橋田、小林
		⑬ 美容室HAIR-DO黒川店	北区八代町2-11 八代コーポ1F	☎090-1562-0925	村瀬雄哉
		⑭ Plus Alpha	北区東大杉町2-14-7	☎070-9093-8686	鎌尾優子
西 区	理容	⑮ ヘアーサロン カワセ	西区押切2-3-27	☎052-522-0532	川瀬伸樹
		⑯ 理容スズキ	西区菊井1-33-19	☎052-551-3772	鈴木和代
		⑰ サトウ理容	西区栄生1-26-3	☎052-551-6374	佐藤純代
		⑱ ケアーバトウ	西区鳥見町1-16 鳥見コーポ1F	☎052-524-6987	森田祥敬
		⑲ ヘアーサロン おおしま	西区山木2-107	☎052-502-0859	大島由江、大島恭一
		⑳ ヘアーサロン キクスイ	西區城北町2-37	☎052-522-2007	中村旦元、中村宣世
		㉑ ヘアサロントランスファールヒビキ	西区浄心1-1-5 浄心ステーションビル2階	☎052-521-7200	伊藤秀樹、深津コウキ
	美容	㉒ -outi-	西区歌里町312-2	☎052-325-6303	山田裕美
		㉓ nico	西区江向町4-55	☎052-688-7051	大谷和輝
		㉔ みなみ美容室	西区大金町3-2	☎052-531-5909	武藤克幸
		㉕ 美容室はとぽっぽ	西区上名古屋2-1-24	☎052-524-6906	服部
		㉖ スズラン美容室	西区庄内通1-44	☎052-531-3431	千田さと子
		㉗ ヘアメイクタパス	西区新道1-7-21	☎052-565-6295	森
		㉘ ミハル美容室	西区那古野1-14-18	☎052-551-0241	下、野崎
		㉙ Bright hair	西区新道1-1-4 第3仲ビル2F	☎052-571-1115	間宮秀美
		㉚ garnish	西区中沼町13-1	☎070-8408-1358	田所雄一郎
		㉛ プラスはあと	西区中沼町235 平田店舗3号	☎052-503-4793	武藤久美子、山下明美
		㉜ サロンクリサンセマム	西区上小田井2丁目181	☎052-503-9057	中島美津子
中村区	理容	㉝ ザ・ヘアースミレ	中村区椿町17-8	☎052-451-0755	奥田耕作
		㉞ ヘアーサロン ニコニコ	中村区鳥居通3-20-3	☎052-481-6794	谷口貴宏
		㉟ カットスペース ナカシマ	中村区松原町4-9	☎052-481-1098	中島淳
	美容	㊱ らん美容室	中村区北畑2-32	☎052-471-6434	中野雅司
		㊲ ASCH 名駅店	中村区名駅2-45-19 桑山ビル1F	☎052-561-6226	店長
		㊳ prier	中村区名駅3丁目22-4 名駅前みどりビル2階	☎052-414-4163	齋藤正秀
中 区	美容	㊴ バンズヘアー	中区金山1-14-9 長谷川ビル3F	☎052-331-1373	伴龍次郎

令和7年1月末現在の情報です。
最新の登録店舗一覧は市公式
ウェブサイトよりご確認ください。



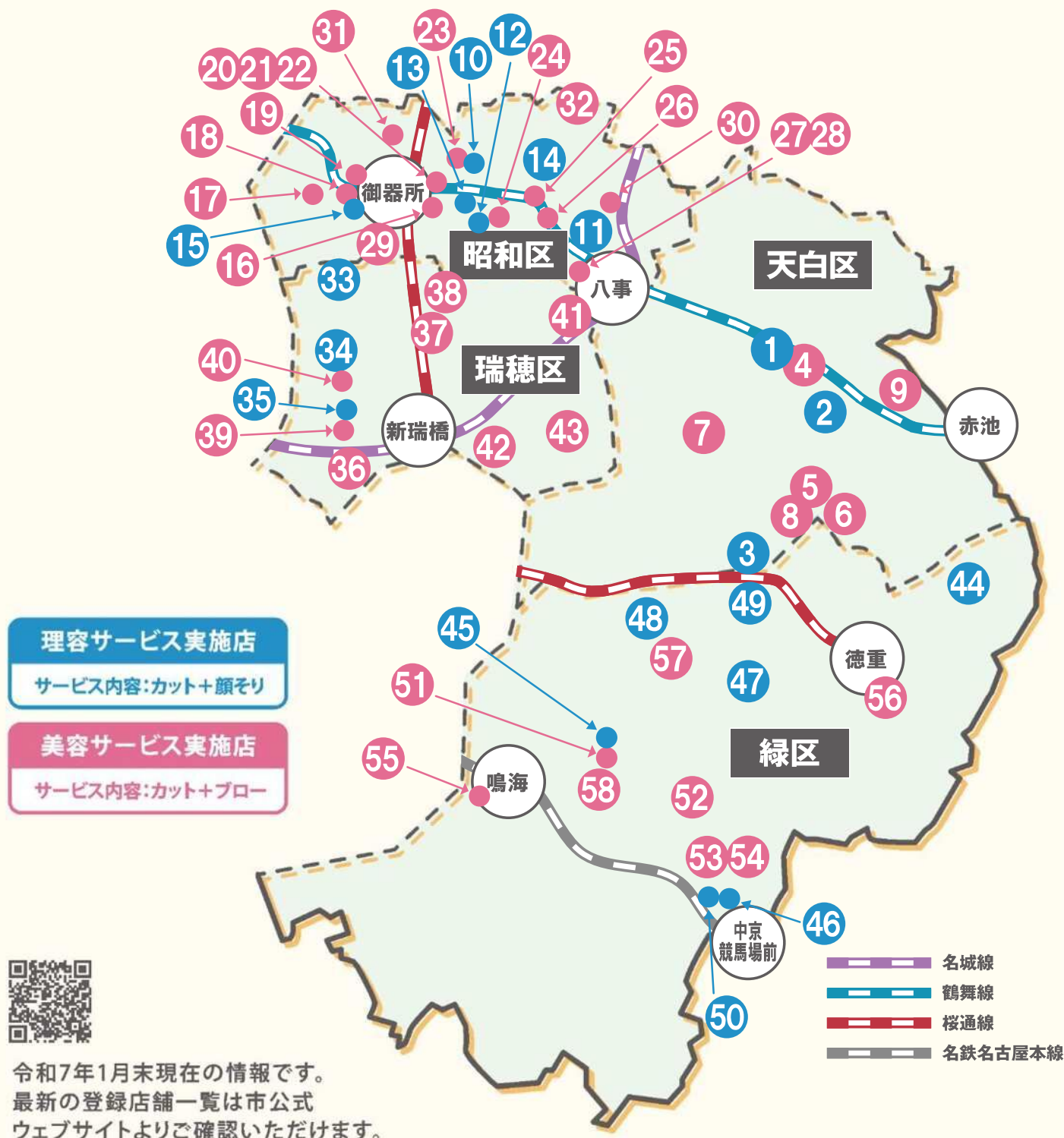
天白区

昭和区

瑞穂区

緑区

サービス実施店舗



区	理/美	店舗名	住所	電話番号	担当者
天白区	理容	① メンズビューティLOOK	天白区植田1-1601	☎052-802-8485	岡戸大
		② ヘアーサロンプリンス山内	天白区原3-508	☎052-801-2282	山内和久
		③ 理容アルプス	天白区久方1-138	☎052-801-0374	加藤健太郎
	美容	④ Style2	天白区植田3丁目1206 サンシャインビル1F	☎052-846-5865	戸田道代
		⑤ 美容室クリエーション	天白区大根町68-3	☎052-801-1210	高畑学
		⑥ 美容室ペッピー	天白区御前場町59-2	☎052-808-8744	新戸茂
		⑦ NAPhair	天白区島田黒石305番地	☎052-803-4053	高見知世
		⑧ ビューティサロンモンロ	天白区高坂町313-1	☎052-801-3856	久納春美
		⑨ NAKAO COIFFURE	天白区平針1-1510	☎052-807-1440	中尾博志

区	理/美	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	担 当 者
昭和区	理容	10 理容東京	昭和区川名町5-33	☎052-751-8310	村田友子
		11 BAR BER SHOP (SKY スカイ)	昭和区滝川町23-2	☎052-831-2001	安藤哲男
		12 理容室ポニー	昭和区長戸町6-15-24	☎052-841-5411	加藤春枝
		13 夢工房 HOMME	昭和区南分町1-4-4	☎052-853-4532	田口豊、田口明美
		14 カットサロン ハシモト	昭和区山花町110-2	☎052-763-1319	橋本明美
		15 Hair Art MURAKAMI	昭和区御器所四丁目12-4	☎052-881-5753	村上和靖
	美容	16 Hair Design Yuki	昭和区石仏町2-6-2 七福マンション1E	☎052-918-2293	小林
		17 Victor	昭和区御器所1-7-12	☎052-881-4856	初山初江
		18 an's	昭和区御器所3-4-7	☎052-746-3650	鳥居
		19 松竹美容院	昭和区御器所通1-15-18	☎052-881-8319	春田
		20 テットアテット	昭和区御器所通3-15-2	☎052-733-7828	江頭
		21 ナトゥーラ御器所店	昭和区御器所通3-18 STプラザ御器所2F	☎052-680-8836	船戸由広
		22 ifヘアデザイン 御器所店	昭和区御器所通3-25-1	☎052-732-1867	藤井
		23 サロン68	昭和区塩付通2-7 近藤ビル1F	☎052-763-7486	竹内
		24 ASCH	昭和区檀溪通3-7	☎052-842-1172	竹内
		25 RESET	昭和区花見通3-11 ハートイン秋中2A	☎052-837-4782	金子
		26 アマービレ	昭和区花見通3-21 ベノート秋中2F	☎052-834-8765	池亀
		27 NO-NAME	昭和区広路町石坂27-10	☎052-835-6708	三井
		28 美容室ペルル	昭和区広路町石坂30-8 1F	☎090-1826-0666	三浦真澄
		29 セドゥヌーヴォー	昭和区広見町5-54 1F	☎052-853-7258	武本
		30 ベルフルール	昭和区山里町66-7	☎052-848-8231	松井
		31 シェール	昭和区雪見町1-21	☎052-733-1448	保母
		32 あとりえくぬぎ	昭和区神村町2-16-8	☎052-761-6718	増井政子
瑞穂区	理容	33 アダチ理容室	瑞穂区竹田町2-3-12	☎052-881-9346	足立清美
		34 ヘアーサロン マルミ	瑞穂区直来町2-12	☎052-881-2665	堀場信夫
		35 アツエ理容館	瑞穂区下坂町2-18	☎052-871-0319	安杖信一
	美容	36 Salon de pure	瑞穂区河岸1-9-9 1F	☎052-823-1210	中島由美子
		37 Elsa hair&make	瑞穂区佐渡町1-5 さくらマンション1F	☎052-880-8300	翁有美
		38 アトリエボーテSAKAE	瑞穂区汐路町1-11-2	☎052-852-0326	久野雅美
		39 美容室SUN	瑞穂区惣作町1-4	☎052-881-9267	岡美里
		40 ビューティサロンSHIBATA	瑞穂区大喜新町2-13-7	☎052-881-7659	林由佳
		41 ASCH八事店	瑞穂区弥富町清水ヶ丘41	☎052-861-7017	店長
		42 GALANTERIE(ガラントリー)	瑞穂区弥富通1丁目2番地1 1001(サウザンドワン)1F	☎052-837-5612	原英孝
		43 美容室 マリオネット	瑞穂区弥富通5-50-1	☎052-831-5269	西原光展
緑 区	理容	44 ヘアサロン 髪倉	緑区神の倉3-1	☎052-876-3833	金田克種
		45 HAIR SALON Yamazaki	緑区潮見が丘1-1	☎052-891-8847	山崎智美
		46 マチス理容	緑区太子2-184	☎052-623-1366	小木曾猛
		47 カットラウンドウィズ	緑区滝ノ水2-202アーバンハイム滝ノ水1F	☎052-896-0258	高坂正勝
		48 カットサロン ホッタ	緑区鳴子町4-7	☎052-895-3038	堀田和孝
		49 髪こうさく	緑区ほら貝2-245	☎052-876-0960	岩倉和久
		50 Hair act Fukumoto	緑区太子1丁目98-2	☎052-624-0688	福本賢志、福本貢
	美容	51 TOMO	緑区潮見ヶ丘2-289ユニーブル第2潮見ヶ丘マンション1F	☎052-895-5295	田中、若林、小田嶋
		52 cnナカオ本店	緑区鳥澄3-1303	☎052-621-0960	中尾徹
		53 cnナカオ有松店	緑区鳴海町有松裏200	☎052-625-3555	萩原沙樹
		54 たづ美容室	緑区鳴海町姥子山22-1	☎052-621-4343	竹内俊一
		55 COQOU アトリエ	緑区鳴海町上汐田堤塘105-9	☎052-621-0816	立松邦明
		56 cnナカオ徳重店	緑区鳴海町徳重18-44	☎052-877-8151	倉本智子
		57 結いまある	緑区万場山二丁目101 万場山スクエア102	☎052-895-3641	川合昌美
		58 美容室プリリアン	緑区六田2-54	☎090-1291-9369	藤田恵子

問い合わせ先（各区役所福祉課・各区役所支所区民福祉課）

名 称	所 在 地	電 話
千種区役所	千種区星が丘山手１０３番地(東星ふれあい広場)	☎ 753-1834
東区役所	東区筒井一丁目７番７４号	☎ 934-1196
北区役所	北区清水四丁目１７番１号	☎ 917-6533
北区役所楠支所	北区楠二丁目９７４番地	☎ 901-2269
西区役所	西区花の木二丁目１８番１号	☎ 523-4598
西区役所山田支所	西区八筋町３５８番地の２	☎ 501-4975
中村区役所	中村区松原町１丁目２３番１	☎ 433-2912
中区役所	中区栄四丁目１番８号	☎ 265-2321
昭和区役所	昭和区阿由知通３丁目１９番地	☎ 735-3912
瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通３丁目３２番地	☎ 852-9394
熱田区役所	熱田区神宮三丁目１番１５号	☎ 683-9405
中川区役所	中川区高畑一丁目２２３番地	☎ 363-4409
中川区役所富田支所	中川区春田三丁目２１５番地	☎ 301-8376
港区役所	港区港明一丁目１２番２０号	☎ 654-9691
港区役所南陽支所	港区春田野三丁目１８０１番地	☎ 301-8345
南区役所	南区前浜通３丁目１０番地	☎ 823-9411
守山区役所	守山区小幡一丁目３番１号	☎ 796-4607
守山区役所志段味支所	守山区下志段味一丁目１４０１	☎ 736-2192
緑区役所	緑区青山二丁目１５番地	☎ 625-3957
緑区役所徳重支所	緑区元徳重一丁目４０１番地	☎ 875-2207
名東区役所	名東区上社二丁目５０番地	☎ 778-3009
天白区役所	天白区島田二丁目２０１番地	☎ 807-3887

立ち直り支援

推進企業・応援企業

を募集します！

制度概要

- ++ 雇用を通じて犯罪や非行をした方の立ち直りを支える事業者(協力雇用主)を「**立ち直り支援推進企業**」と認定します。
また、特に優れた事業者については表彰を行います。
- ++ 協力雇用主を下請として積極的に活用する事業者を「**立ち直り支援応援企業**」と認定します。

※協力雇用主になるためには名古屋保護観察所へ登録が必要です。
詳細については名古屋保護観察所へお問い合わせください。

認定を受けるメリット

- 認定証を交付します。
- 認定マークを名刺や印刷物に表示できます。
- 名古屋市公式ウェブサイトなどで広く公表します。(希望者のみ)
- 名古屋市の入札・契約制度における優遇措置があります。
- 名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合があります。



募集期間

第5回 令和7年7月14日(月) から 8月12日(火) 必着

第6回 令和8年1月13日(火) から 2月10日(火) 必着

※第7回以降のスケジュールは、別途名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。



名古屋市



対象

※要件を全て満たしている必要があります。



推進企業

- 市内に事業所があり、**協力雇用主**として名古屋保護観察所に登録されていること。
- 保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者を一定期間（申請開始月の前月末までの直近2年の間に同一の者を通算して3か月間以上）雇用した実績があること。

応援企業

- 市内に事業所があり、申請開始月の前月末までの直近2年の間に立ち直り支援推進企業（公表済みの企業に限る）を国及び地方公共団体が発注する工事請負及び業務委託において、一次下請企業として活用した実績があること。
- 立ち直り支援推進企業を積極的に一次下請企業として活用することを宣言すること。
- 立ち直り支援推進企業の認定を受けていないこと。

申請の流れ

①

認定申請書など、必要書類を提出

対象ごとに提出先、提出書類が異なります。書類は名古屋市公式ウェブサイトより取得できます。応援企業の電子申請の場合も、同ページからの受付です。

詳細は /

🔍 名古屋市 立ち直り支援推進企業

②

審査

地域安全推進課で提出書類の審査を行います。

※認定までに約2か月かかります。

③

認定・表彰

認定証を交付します。

※推進企業のうち、保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者（いずれの場合も同一者に限る）を申請開始月の前月末までの直近2年の間に通算して3か月間以上雇用した実績が2件以上ある場合、表彰を行います。

更新について

認定期間は2年で、2年目に更新申請が必要です。申請の流れは新規の場合と同様になります。

協力雇用主として刑務所出所者等を雇用した場合、奨励金を受けられることがあります。

制度の詳細については、名古屋保護観察所（TEL：052-951-2941）へお問い合わせください。

問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-3124 FAX：052-972-4823

E-mail：a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

令和7年3月作成

介護保険手続きにおける 電子申請サービスの取扱いについて

名古屋市役所健康福祉局介護保険課

概要

- ・名古屋市電子申請サービスからの申請となります。

【主な手続きのオンライン対応】

◆要介護・要支援認定申請（新規・区分変更・更新・転入）

◆要介護認定等の資料提供の申出

◆居宅サービス計画作成依頼届出

◆被保険者証の再交付申請 等

※手続き名称は一部簡略化しています。

※上記以外の手続きについても、令和7年度中にすべての手続きをオンライン化予定です。

オンライン申請のメリット

【メリット】

- 区役所・支所の開庁日時や混雑状況に左右されず
閉庁日の申請も可能となる。
※閉庁日であっても、1日付の申請が可能。
- 様式や記載例に比べ、記載事項に関する案内が
詳細化されている。

オンライン申請の留意点①

- 被保険者証の再交付申請と要介護・要支援認定申請など、被保険者証の添付を要する手続きは同時にできません。
- 窓口・郵送で申請いただくか、オンライン申請をご希望の場合は、被保険者証が再交付されてから次の申請を行う必要があります。

オンライン申請の留意点②

- 要支援状態からの区分変更申請の場合は、新規申請
のフォームから申請をお願いします。
- **第2号被保険者の方**は、下記の2つの手続きについてはオンライン申請をご利用いただくことができませんので、ご注意ください。
 - ✓要介護・要支援認定申請（新規申請）
 - ✓要介護・要支援状態区分変更申請

オンライン申請に必要なもの

①		✓ 手続きを行う方の<u>マイナンバーカード</u> ・ケアマネジャー等、代理申請の場合は代理人の方のものが 必要です。(被保険者本人のものは不要) ・電子署名が有効であることと、署名用電子証明書の暗証 番号が必要です。
②		✓ マイナンバーカードをスキャンできる<u>スマートフォン</u> ・NFCまたはFeliCaに対応しているものが 必要です。 ・申請フォームへの入力パソコンでも可能です。
③		✓ Graffer電子署名<u>アプリ</u> ・名古屋市電子申請サービスでマイナンバーカードによる 電子署名を行うためのアプリです。 ・アプリ内に個人情報保存されません。
④		✓ 要介護認定等を受ける方の<u>介護保険被保険者証</u> ・画像添付等が必要な一部の 手続きに限ります。(要介護・要支 援認定申請や居宅サービス計画作成依頼届出など)

オンライン申請の流れ（要介護・要支援認定の場合）

※要介護5からの区分変更申請を除く

①	 or 	PCやスマートフォンのブラウザから申請フォーム入力
②	 +  >>> 	マイナンバーカードをアプリ入りのスマートフォンで読取り、電子署名を付与
③	 or  >>> 	PCやスマートフォンのブラウザから申請を送信
④		申請完了
⑤	  >>> 	手続き完了後、資格者証（転入申請の場合は被保険者証）が届いたら、お手元の被保険者証を破棄

オンライン申請の流れ（要介護・要支援認定の場合）

※要介護5からの区分変更申請の場合

①		PCやスマートフォンのブラウザから申請フォーム入力
②		マイナンバーカードをアプリ入りのスマートフォンで読取り、電子署名を付与
③		PCやスマートフォンのブラウザから申請を送信
④		介護認定事務センターへ被保険者証の原本を郵送
⑤		申請完了

オンライン申請の流れ（要介護認定等の資料提供の申出）

①		PCやスマートフォンのブラウザから申請フォーム入力
②		マイナンバーカードをアプリ入りのスマートフォンで読取り、電子署名を付与
③		PCやスマートフォンのブラウザから申請を送信
④		申請完了
⑤		資料のダウンロードページのURLがメールで届く

オンライン申請のご案内（コールセンター）

- ・介護保険要介護認定関係手続きのオンライン申請にかかるお問い合わせについて、コールセンターを設置しております。ご活用ください。

【コールセンター電話番号】

052-890-4688

（平日午前8時45分から午後5時30分まで）

オンライン申請のご案内（HP）

- 介護保険関係手続きのオンライン申請にかかる申請フォームはNAGOYAかいごネットにまとめて掲載しております。
- ぜひ積極的にご活用ください。

【NAGOYAかいごネット掲載ページ】

URL : <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/densisinsei/>



認知症高齢者グループホーム居住費助成について

1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部を助成しています。

2 対象者

認知症高齢者グループホームを利用している名古屋市の介護保険被保険者で、預貯金等が一定額(※1)以下であり、以下の要件に該当する方です。(※2)

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額(※4)の合計が80万9千円(※5)以下の方	20,000円／月（上限）
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額(※4)の合計が80万9千円(※5)を超える方	10,000円／月（上限）

(※1) 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

(※2) 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

(※3) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

(※4) 合計所得金額とは前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額の合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、ここでは年金収入に係る所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

(※5) 令和7年8月以降、老齢基礎年金の支給額の見直しにより所得要件における年金収入等の基準額が、80万円から80万9千円に引き上げられています。

3 助成の流れ

- ① 助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示します。
- ② 助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とします。

4 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットをご確認ください。

（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について